

第五十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十六号

(三三三)

昭和四十二年六月六日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君

理事 鴨田 宗一君

理事 田中 武夫君

理事 稲村 左近四郎君

理事 岡崎 英城君

理事 神田 博君

理事 小山 省二君

理事 坂本 三三三君

理事 丹羽 久章君

理事 三原 朝雄君

理事 佐野 進君

理事 平岡 忠次郎君

理事 吉田 泰造君

理事 岡本 富夫君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

通商産業政務次官

通商産業大臣官房長

通商産業省繊維雑貨局長

中小企業庁長官

委員外の出席者

厚生省環境衛生局長

環境衛生課長

柳瀬 孝吉君

六月六日

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として下

平正一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

六月三日

電気工事を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(田中武夫君紹介)(第一二六〇号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業振興事業団法案(内閣提出第八一号)

○島村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業振興事業団法案を議題として審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。丹羽久章君。

○丹羽(久)委員 委員長よりお許しをいただきましたので、中小企業振興事業団について大臣にお尋ねをいたしたいと思います。実は大臣でなくともけつこうでしたけれども、大臣がいらっしゃいますので、特に大臣にお尋ねをいたしたほうが間違いないだろうと思ひまして、お尋ねいたします。協力的立場に立つての質問でありますから、ひとつ丁寧に、そしておそれ入りますが、間違ひのない御答弁を心からお願ひいたします。それから本論に入りたいと思ひます。

中小企業高度化資金融通特別会計と日本中小企業指導センターとを統合し、今度は新しい機構として中小企業振興事業団ができることになりました。それが提案せられて、ただいまから審議していることになったわけでありまして、個々のうちで、事業団の助成の問題についてお尋ねをいた

したいと思うのです。

これは、最初の構想は八割ということであつたが、これが一般貸し付けが六割五分、すなわち事業団が四割で、それから都道府県が二割五分、そして自己資金が三割五分に押えられたということになって、この法案が出ておりますけれども、これはどういうわけでそういうふうにお考えとござるか変わってきたかということについてのお尋ねをいたしたいと思います。

○影山政府委員 当初予算要求の段階におきましては、助成比率を八〇％といたしておつたわけですが、先生御指摘のような助成比率になったわけでございます。

○丹羽(久)委員 予算折衝の段階において、大蔵省との折衝であつたように思ひますけれども、あなたの方の構想が、八割というものが六割五分になると一割五分であつて、この一割五分の違いというものは非常に大きいわけでありまして、いろいろな折衝した結果がそうなつたのだという単純なお答えであるけれども、それなら今後は一体どういふお考えを持っておられるか。このたびの予算はそういう中で押えられたがためにやむを得なかつたとしても、今後は一体どういふ考えを持っていられるかということをはつきりお聞かせいただきたいと思ひます。

○菅野國務大臣 ただいまお話しのとおり、助成金が減らされたことはわれわれも非常に遺憾に思つております。がしかし、これは御意見もあるとおり、ぜひひとつ従前どおりに復活して助成金を多くしたいということでは今後できるだけ努力したい、こう考えております。

○丹羽(久)委員 それではまあ大臣が、今回はそういうふうになつたけれども、今後は全力をあげてもっと率をよくしたいというお考えなら、それで

でけつこうでありまするが、私の申し上げたいと思ひますことは、こういう中小企業の事業団ができていままでの成績、それから現在の日本におけるところの中小企業に参加する人員というものの、一体国民全体の、またこの事業関係に対して、日本の工業、産業の発展のためにいろいろ日本が今日のまでの発展のために役割りを果たした人員のパーセントというものは、いま局長さんは簡単に、まあ政府の折衝において押えられたからそういうふうにしたんだ、大臣はそうでなくて、私の質問に対して、また今後はもっと率をうんとふやしてみたいとお考えになつていられるような答弁でありま

すけれども、私は今度長官にお尋ねいたしますが、いま御答弁いただいたのは長官だと思ひますが、長官は、中小企業に従事しておる従業員数というものはどのくらいになつていられるかということをお尋ねになつておられますか。

○影山政府委員 中小企業に従事しておるものの従業員数でございますが、これは昭和四十一年度末におきまして二千四百二十一万二千八百人でございます。

○丹羽(久)委員 中小企業にただいま二千四百二十一万一人従事しておる。大企業に一体どれだけ従事しておるかという、あなたの数字と私が調べた数字とは一致しておりますから私から申し上げますが、七百十七万人ですね。そのデータでいくとそう出ているだろうと思ひます。そうすると片方は七・一％、片方は二・九％という率になるのです。いかに中小企業が国家のために、そして日本の繁栄のためにこれだけの多数の人が働いておるかということ、この一例をもつてでもわかつていただけたらと思うのです。そういう点からいって、くどいようですがありまするが、助成比率については全く遺憾に思ひますけれども、済んだことはやむを得ないので、まあ来年度の

予算には、ひとつ大臣の言われたようにうんともらってほしいと思うのです。

それでは次の質問をいたしたいと思います。これについての金利の問題です。一般貸し付けは事業団とそれから府県の貸し付けですね、そうした利子は、これのあれでいきますと、府県のほうは無利子です。事業団のほうの貸し付けは三分五厘ですね。そうすると、この平均をいたしますと二分一厘五毛のパーセンテージということになるわけですが、これ以外に何かもっと安く貸してやるといふような方法はなかったらどうか、このことをひとつお尋ねいたしたいと思います。

○影山政府委員 大体におきまして、他の現在におきます政府関係の金融機関等の例を調べてみても、大体三分五厘の貸し付けの金利というのが一番低いわけでございます。私もいたしましては、従来が無利子の貸し付けであったわけでございますけれども、従来の無利子貸し付けの助成比率を考へてみますと、制度上は五割を無利子で貸し付けるといふことになっておりましてけれども、実質は調べてみますと大体三割五分くらいでございます。残りの六割五分あたりを八・二％程度で一般金融機関あるいは政府関係金融機関から借り受けるというふうな計算にいたしますと、中小企業者の団地等を造成いたしますと、全資金量のコストは大体五・三三％くらいになるわけでありまして、ところが今度は事業団方式で四割を三分五厘、先生御指摘のように二割五分を無利子で、あとの残り三割五分くらいを八・二％で借り入れるということになりますと、全資金コストは四・二七％ということになりますので、従来の実質の五・三三％に比べて実質負担金利は非常に有利になっておるわけでございます。そういう点から、私もいたしましては、他の政府機関との比較を考へてみても、非常に有利になっておるといふふうに考へるわけでございます。

○丹羽(久)委員 いまお話を聞いておりますと、一般よりは安くなっておるとおっしゃるけれども、運用部資金というのがありますね。ああいうようなところに肩がわりでもして、もっと金利負担を下げるような方法、そういう資金を使う、政府保証債でなくて、そういうようなところから使うというふうなお考えを持たれる、そうしたら私はまだ下がるような考えが持たれる。私はできるならこれはほんとうに無利子でやってもうこのとが望ましいと思ひますけれども、現在のところそこまで行けないというならば、府県は無利子でやっていると、事業団のほうは三分五厘をとるといふことであるので、運用部資金をひとつうまく活用してもらつて、もっと下げていただくような方法はないでしょうか。

○影山政府委員 今後先生御指摘の方向で努力をいたしたいと思ひます。

○丹羽(久)委員 努力するでなくて、そういう方法でもやれるというふうなお考えか、それはなかなかむずかしいのでお約束はできぬとおっしゃるか、その点どうですか。

○影山政府委員 初年度、発足の当初におきましては、事業団債政府保証ということで発足いたしておりますけれども、法律上はそういう資金運用部資金も借り入れられるようになっておりますので、その点初年度発足のときはそういう状況で、資金量の点もございまして政府保証債の発行ということになりましたけれども、法律上は運用部資金も財投資金も活用できるということになっておりますので、そういう点で今後先生御指摘の方向で努力していきたいということを考へておるわけでございます。

○丹羽(久)委員 まあ運用部資金でひとつ今後考へてみようというところで、それがやれるんだというお話ですから、利率は下がるものと私は質問に對してお答えいただいたと解釈いたしますので、たいへん大きなみやげがもらえたように思ひます。うれしく思ひます。

間、これはまだ確定いたしてないようですが、これはひとつ大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

○菅野国務大臣 償還期間の問題につきましては、いま大蔵省と折衝中でありまして、われわれのほうはできるだけ長い期間を希望しておりますが、いまの段階では大体十五年前後で話ができるのじゃないかと考へております。

○丹羽(久)委員 大体十五年前後だというと、十五年と二十年の間になるのか、十年と十五年の間になるのか。それは償還する者の身になってみるとえらい違いでありますからね。十五年前後といたらその前あとになるのだから、十五年をまんな中に置いて二十年の場合もあるし、十五年を中に置いて十年ということも考へられるので、その点どうでしょう。

○影山政府委員 現在の償還期間は七年ないし十年でございます。そういうふうな幅もございまして、十五年前後というところで大臣がお答えになったわけでございます。ゆへもおそらくまで大蔵省とも詰めておりましたが、まだ詰めがもう少し残っておりますので、申しわけございませんけれども、はつきりした償還期間を申し上げられない点を御了承願ひたいと思ひます。

○丹羽(久)委員 影山長官からの御答弁を聞きまして、まだ折衝中であるからほつきりしたことはわからない、大体七年から十年がいままでの例だというお話でありまして、いま大臣は十五年前後だとおっしゃった。

少し話が違ひますけれども、中小企業者の人々の考へ方を率直に申し上げますと、日本で一番いい制度にしてもらつて、そしてわれわれを助けてもらうためには、これは大体十五年から二十年ぐらゐの長期の貸し付けをしてもらえらう、こんなない政策はない、ほんとうにわれわれが生きだしていくためにそのような政策をとってもらえらう、大臣の言われた十五年前後をできるだけひとつ延長してもらつて、二十年という線へ長官も骨を

折つていただきたい。少々無理かも知れぬが、先ほど申し上げたように、全国に二千四百二十万人、七七％という大企業と違つた零細企業者、中小企業者たちが政府の指導のもとに団結をして一つの企業合理化をはかろうとしておるのですから、ひとつよくお考えいただきたい、償還期間をうんと長くしていただきたいということを願つて、この問題は一応打ち切ります。

それでは次にお尋ねいたしたいと思います。ポランタリーチェーンについては、四十一年度には二十カ所程度を予定していた、ところが、予算の措置も請じたが、実際二カ所しか実現はしなかったということが、これを読んでみますと書いてありますね。これは私が言わなくても大臣は御存じだと思ひますが、これはどういふわけで政府の目算とそんなに違つたかということが一つ。それから今後のポランタリーチェーンはどういふふうに対策をしていかれるかということをお尋ねいたしたいと思ひます。あまりにもお考えと申し込みとの差が多過ぎるものですから、これは一体どこに誤算があつたのか。大臣では専門的でないから、長官のほうがよく知つておられると思ひますので、長官のほうからひとつお答えいただきたいと思ひます。

○影山政府委員 先生御指摘のように、ポランタリーチェーンに対しましては二十カ所程度を予定いたしておつたわけでございますが、四十一年度は発足の初年度でございまして、その当初から、ポランタリーチェーンにつきましましては零細小売り商対策として力を入れていきたいという考へは持つて指導いたしておつたわけでございますが、ポランタリーチェーン制度というものが、そういう小売り商の人たちの間に根を張つて、盛り上がつてくるという体制がなかなかでき上がつてこないわけでございます。そこで私もいたしましては、まず指導から始めていこう、啓蒙宣伝から始めていこうということからやつておるような次第でございます。初年度わずか二カ所しか実現

しなかつたわけでございますが、あとまだ十カ所程度の申し込みもございます、それから予算上におきまして、まず啓蒙指導というところに力を入れまして、パンフレットの作成はもとよりでございますけれども、海外からの外人専門家の招聘、あるいは日本中小企業指導センターにおきましてボランティアチェーンの中心になる人材を養成するというような基礎的な人材養成、あるいは啓蒙指導という点から、これはやはりじっくり腰を落ちつけて、小売り商の人にもよく納得してもらいまして、このボランティアチェーン制度に乗っていただきたいということでやっておるわけでございます。今後の成果をひとつ御期待を願いたいと思っております。

○丹羽(久)委員 長官から率直に、四十一年度の二十カ所が二カ所に終わったということに対しては、啓蒙も足らなかつた、指導の方法も行き届かなかつたから、今度はこれに力を入れていこうと思つておる、しかもあとまだ十カ所の申し込みがあるのだということですが、見通しは明るくて、これに対しての指導員、そうした面に入れていけば政府の考へているような方向にきつとうまくいけるという自信がある、こういうお話なんですから、それに間違いないのです。——それではけっこうです。

次にお尋ねしたいと思ひますのはコンサルタント、指導員のことですけれども、これはどうも経営指導員、コンサルタントが弱体だということとが伝えられておりますが、この点はどうか。

○影山政府委員 中小企業対策の一番の基礎は、やはり中小企業者の経営、管理の合理化、それに對する診断、指導でございますので、従来から経営指導を行なう指導員であるコンサルタントの養成ということには力を注いできたわけでございます。中小企業指導センターにおきましては、そういう指導員を養成する専門の一年間コース、あるいは技術指導員については半年のコース、その他短期の研修コース等もたくさん用意をいたしております。そういう人材の養成あるいはレベル

アップということに力を注いでおるような次第でございます。コンサルタントにつきましても地域的な格差があるわけでございますけれども、これができるだけレベルアップをいたしていきたいというふうな考へておるわけでございます。

○丹羽(久)委員 いま地域格差のお話が出ましたが、これに対して今後どのような方針で進まれるのですか、この点ひとつ明確にお聞かせいただきたいと思ひます。ずいぶん地域格差があるので……

○影山政府委員 中小企業指導センターの中小企業指導者の養成、研修は、中小企業振興事業団におきまして中小企業研修所として引き継ぐわけでございますので、そういう養成、研修をいたします場合に、地域的に指導員の素質がおくれているようなところは重点的にひとつ養成、講習をやつていきたいと思ひておるわけでございます。

○丹羽(久)委員 では、その問題はどの程度にいたしましょう。

それでは最後の質問をいたしたいと思ひます。もう少し微に入り細にわたつてお尋ねしたいと思ひますが、鴨田さんから、早うやめ早うやめよ、たいがいいにせぬかたいいにせぬか、何分だ何分だと請求ばかりされるので……

そこで商業団地、あれはいまの政府の方針に基づいて移転していくということになりますね。そうすると、やはり資金の問題、三割五分というものは自己負担になつてくるのですから、その資金を出すためにはやはり現在持つておるものを処理しなければならぬ。その処理が、足元を見られて二東三文にたかされてしまふばいへんなことにもなるし、やはり適当な価格で売りたいということ、足踏み状態が続く場合が多いのです。そういうようなことについての移転後の、移転してからでもいよいよ移転前に相談しても、どちらにいたしましても、そういうようなときに對する考へ方はどういふお考へを持っていられしやるか、この点に對しての質問をいたします。

○影山政府委員 工場あとと地等の処分につきましても、これを買い上げてくれという要請は従来からあつたわけでございます。またこの事業団を設立いたします際にも、そのことも検討いたしたわけでございますが、結局のところ、先ほど先生御指摘のように、あと地を処分するということは金融上の必要性から出てきておるわけでございます。まず第一番目には融資率を上げること、それからあとの三五割につきましては商工中金等によつて協調融資をするというようなことで、資金上のめんどろを見てあげるといふことをまず第一に考へたわけでございます。従来このあと地の処分につきましては、東京都でございますとか、あるいは大阪府等におきましても、地方公共団体として建設省の指導のもとにあつた買い上げをやつておられるのでございますが、これにつきましてもいろいろの問題点もございまして、今後この検討項目ということで研究していただきたいというふうな考へておるわけでございます。

○丹羽(久)委員 振興事業団がございまして、そうしてこれを発足し、これが運用の万全を期するといふことになつてくると、やはり金額が事業団あるいは都道府県でやつていただければけっこうだが、先ほどから言つておるうちに、自己資金として三割五分というものを持たなければならぬ。そうすると、いま中小企業金融公庫からでも金を借りるような方法でもいふお話ですけれども、これはまた非常にむづかしい。ここでお金を借りる手続、いろいろの問題等を考へてみますと、非常にむづかしい。やはりこういう問題は、そういう指導していただく事業団のほうで買い上げを一時してやるとか、貸し付けをして、そうしてそのめんどうを見てやるというような方法のあとと始末をしてもらふねと、ほんとうのいいあり方というものの徹底がしていかないじゃないかと私は思ふのです。これはいま簡単に中小企業金融公庫で借りる、あるいはどこかで借りてやつておりますよとおっしゃいます、それではいかぬと私は思ふ。この点はひとつほんとうに零細企業者、中小

企業者のめんどうを見、そうして一つの困地づくりをしていただいて、うまくこれを指導していただくというこの構想たるや、私は実際に世界に冠たるものだと思ひます。それこそほんとうにりっぱないい考へだと思ひけれども、ただ一点、そういう土地のあとと始末をどうしてやるか、これができない限りは、進めようと思つても進まない。音頭をとる人も音頭をとつてみても、その問題を片をつけてやらなければならぬかできないです。これは机上プランではいろいろの言いわけができるだらうと思ひますが、いまのことをどう言つてみたつてしようがないから、これからどういふふうにししようと思つていらつしやるか、大臣の考へをひとつ聞かせていただきたいと思ひます。

○菅野国務大臣 いまの中小企業の困地移転などのあと地をどうするかという問題ですが、できれば資金の融通をしてもらつて困地へ行く、そうして適当なときに高く売つてもらうといふことをしてもらへば一番いいと思ひますが、しかし資金の融通ができない場合には、これはひとつ事業団で一時買い上げてあげるといふこともひとつの方法かと考へております。そういうことも今後考へてみたい、こういうふうな思つておる次第でございます。

○丹羽(久)委員 私はこれで質問を終わりますけれども、いま大臣が、事業団で買い上げてやつてみるのも一つの方法だ、こうおっしゃつたのだから、ひとついろいろの手を尽くしてみなければならぬ、うしてうまくいかぬときには、事業団で買い上げるなり事業団で金を貸すなり、どちらかしてもらつて、促進のうまくはかれるような考へ方をしたいだけというように解釈して、皆さんにお話してもいいということですか。もしそれを話したらたいへんだ、困るぞといふことになる、私も困つて、選挙のほうにえらい影響になる。大臣に聞いた話がうそだつたといつたらえらいことになるんで、一番大切なことだけは念を入れておかなければならぬ。この点どうです。長官でなく

て大臣に……

○菅野国務大臣 お話の件は今後のもので、できるだけ実現するように検討したいと思っておりますから、政府も考えておるといふようにおっしゃっていただければ結構です。

○丹羽(久)委員 それじゃ、政府が考えておるそのうちからもう間違いないといふように報告しますから、ひとつそのようないふことで真剣に取り組んでください。長官にもよろしくお願いいたします。と、あとがつかえておるので、これで終わります。どうも御苦労さんでございました。

○島村委員長 佐野進君。

○佐野(進)委員 私は、中小企業振興事業団のことについて若干の点を大臣と長官に御質問したいと思ひますが、わからない点もありますけれども、率直に考えている点を申し上げますので、ひとつできるだけ丁寧な御答弁をお願いしたいと思います。

大臣は、この委員会でもそうだし、本会議の席上でもそうですが、何か中小企業問題が出ると、今度は中小企業振興事業団をつくって、あるいはできて、そういう問題については解決するのだ、私どもが聞いておると、この事業団そのものが中小企業対策についての隠れみの的といふのは表現が適切でないかもしれませんが、そういうような印象を受ける答弁——いわゆる資本の自由化をはじめ、幾多の課題に対して特効薬的な効果を持つていふとき発言を、私どもたびたび耳にしておるわけです。しかしこの事業団が、二つのいままでの組織を統合してできるのだという提案の内容からするならば、かつて二つの組織のとき果たしてきた機能、持つ本質的な役割、こういうものを土台にして判断した場合、大臣の言われるようなことがはたしてできるのかどうかということについて非常に危惧を持つておる。特に事業団、公団といふようなものについては、いわゆる整理統合をし、できる限り簡素化した形の中で行政を充実させていくというのが政府の方針である、こういうようなことを考えた場合、あるいはまた、

そのことがわれわれとしても適切な処置でないかという判断を持つとき、単なる組織をつくり、そこに人を当て込み、さらにその予算をつけて、それで当面責任が果たせるんだといふようなことは、きわめてわれわれとしては本意にとらざるを得ないと思ひます。したがって、この振興事業団の説明はいろいろ読みましたし、あらゆる面についての検討もしましたけれども、はたしてそういう大臣の言われるような役割を果たし得るかどうかがいふことになると、幾多の心配が出てくるわけです。逐次それらの問題について御質問をしていきたいと思ひますが、大臣があえて時流に逆行するような形の中で、いわゆる公団とか事業団を廃止しろといふ形の中で、たとえ二つの組織を統合するといふ名分があつたにしても、この振興事業団が特効薬的な効果を果たすんだと大言壮語とまではいきませんが、言つておられるけれども、それが半年ないし一年たつたあと、来年のこの委員会なり何なりに、はたしてその効果があらがなかつたとき、その責任をどうとるか私ども追及したいと思ひますが、まず質問に入る前に、これについての決意についてお聞きしておきたいと思ひます。

○菅野国務大臣 お尋ねの件ですが、中小企業振興事業団といふものは、従来の高度化資金の特別会計と指導センターとを合わせたものであつて、一対一、一プラス一、一プラス二になつて、私は二プラス一、アルファにしたいといふ考えを持ておるのであります。従来別々で資金の融通あるいは指導をやつておりましたが、これを一体としてやつたほうがより効果的であるといふ考え方です。従来が二対一、一プラス一、一プラス二になつて、いま申し上げましたとおり二プラス一、アルファを出したい、そこにねらいがあるわけですから、でありますから、この事業団をつくつたことをもつてわれわれ逃げ口上にしておるのではなくして、この事業団によって積極的にひとつ中小企業の問題を抜本的に解決するように努力した

いという決意をもつてつくつたといふことだけひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○佐野(進)委員 決意はわかつておるのですが、成果があらがなかつたとき、その責任をどうするか。あまりにも前景気が過ぎるような表現が多過ぎる。あらゆる資料を見ましても、振興事業団こそ当面する、いわゆる提案の中に書いてある、資本取引自由化の要請、発展途上国の進出等による国際競争の激化、労働需給の逼迫や産業再編成の影響等も、これはすべて含まれておるわけですね。中小企業対策の当面する課題はすべて含まれておるわけですから、これが特効薬的なものだと言つておる。ところが、いままであつた中小企業指導センターなり高度化資金特別会計なりが果たしてきた役割りといふのは、さっきの質問にあつたとおり、きわめて徹々たるもの、そういうことを言うときに入らぬかもしれぬけれども、われわれが当面する中小企業対策においては重要な組織であつたにもかかわらず、果たしてきた成果といふものは小さかつたと思ひます。そしていま資本の自由化を前に控えて、まさに提案理由の説明に書いてあるような情勢にあるとき、その振興事業団といふものがそれを解決する最も大きな中心的な柱だ、こう言つておる。それが一年たつた来年のいまごろ、そうではございませんでしたといふことになつたのじゃ困ると思ひます。特に公団とか事業団をつくらないといふのが方針だと言われておりながらつたんだから、これからできたあと、もしうまくいかなかつたとき、それは一体どこに責任があるのかといふことを、あらかじめ審議に入る前に聞いておきたいのです。これは中小企業庁長官の責任なのか、通産大臣の責任なのか。

○菅野国務大臣 その責任は、私であります。それだけの効果があるという自信があればこそ今度事業団の法案を出しておるのです。何の役にも立たぬのだつたら、こんなものを出す必要はありません。だから必ず効果をあげるべく努力いたします。

○佐野(進)委員 だから一番最後に、「本事業団の監督は、通産産業大臣が責任を持つて当たることとしております。監督は大臣が当たるでいいのですけれども、監督といふのは、いわゆる悪いことをやるか、いい仕事をやっているかということになるから、それは大臣が責任を持たれるといふことは、いろいろそれは出てくるのです。ただ、すべてそうであるが、公団なり事業団といふものをつくるときは熱を上げて、あるいはその内容がよくとも、往々にして国のお金を使つて、その事業団の幹部が事業団の運営の本質をわきまえないとまでは言わなければいけません。事志と違ふ場合が多々あると思ひます。したがつてそれは単に大臣が、いいと思ひますから出しました、その責任は私が持ちます程度じゃ、これは私はいかないと思ひます。したがつて法案の審議に入る前に、この事業団といふものが、私ども賛成するか反対するか、相談してみなければわかりませんけれども、しかし考え方そのものが、当面する課題について非常に熱心にやろうとすることはいいのだけれども、それだけではどうも非常に中途はんばだと思ひますから申し上げたのです。

きょうは時間があればもう少しやりたいと思つたのですが、あとの関係もありますから、この点についてはいまの大臣の決意そのものをひとつこの耳の中に入れておいて、来年またどういふことになるかわかりませんが、もし成果があらがなければ、これから私も内容を突つ込んでいきますが、その結論についてはひとつお手並み拝見ということで、次の質問に入つていきたいと思ひます。

そこで私は、大臣の提案の中で一番強調されておるのは、「わが国の中小企業は画期的な構造改善を迫られております。構造改善といふのは中小企業だけでなく、いわゆる日本の産業全体が構造改善の必要があることは論をまたないわけですが、しかしその構造改善の中で特に——特に——といふことが中小企業対策については言ひ得るのではないかと思ひます。そうした場合、構造改善の中で

一番問題となることについては、いわゆる中小企業の過小性、過多性という表現で幾多の問題を提起されておられるわけですが、その過小性についてはしばらくおくとして、過多性について、非常に過当競争が多い、乱立する、そういうことについて構造改善をはかる上にいわゆる事業団を通じてそういう問題を取り上げていかなければならぬというところになってきたとき、この過多性、過当性についてどのような取り組みを根本的になさろうとするのか、これは大臣でなくて、長官でもいいです。ひとはお聞きしておきたいと思ひます。

○影山政府委員 先生御指摘のように、中小企業の構造改善を推進していきます場合に、特にこの過小性、過多性という問題、それから生じますところの過当競争という問題が非常に大きな問題になるというところは御指摘のとおりでございます。

そこで、過当競争を防止しながら中小企業の近代化をはかっていくということになりますと、当然個別企業の努力ももちろん必要でございますけれども、やはり協業化あるいは共同化ということによりまして、団結の力あるいは組織の力によって近代化をはかっていくということが必要であらうかと思うわけでございまして、そういう点から今度中小企業基本法あたりでは、それを中小企業構造の高度化とも申しておりますけれども、そういう高度化を進めるために中小企業振興事業団をつくったわけでございます。ただ、その近代化が、業種全体の構造改善が進んでいきますまでの間におきましては、過当競争を防止する方策といまして、中小企業団体の組織に関する法律に基づきますところの商工組合によるところの生産調整等の調整行為をやつて、そこでお互いに過当競争を防止するという防波堤をつつくりながら、その間において構造の改善を、事業団等を中心に行いたしまして進めていきたいというふうな考えを持っておるわけでございます。

○佐野(進)委員 いま長官の言われていることは、文章を読めば出てくるのです。私の聞きたいことは、その文章の裏にある、裏と云うことは、

語弊があるけれども、文章ではあらわしきれない中小企業の当面する問題点について、この事業団というものができるときに配慮しなければならぬ、しかし文章ではなかなかあらわしきれないという問題について質問をしているわけなんです。したがって、これから御答弁していただく場合は、できる限りそういう点は、非常にむずかしい注文であります。配慮して御答弁をお願いしたいと思ひます。

私は、過小性、過多性と過当競争を排除するために、あるいは資本の自由化によって外資が入ってくる、あるいは貿易の自由化によるいろいろな影響があらわれておる、こういうような形の中で中小企業を守っていくというか、育てていくという形の中においては、当面して共同化、協業化が重要な施策である、こういうことを否定するものではないのです。しかし共同化、協業化というものをいかに指導しようとも、いかに事情に合った施策であろうとも、対象となるべき業種なりあるいはそれぞれにおけるところの人たちが、これによってほんとうに経営が守られ、生活が向上していくのだという、そういう共感を得るようなものでなければならぬ。観念的な指導の中で、特に中小企業者はそれぞれ苦勞を、組織をつくり、経営を維持していつておるだけに、大企業なり政府機関の人たちには考えられ得ない感覚的な差があると思う。そういうときに、ただ過当競争を防ぐために共同化、協業化が必要だというようにことだけでは、とうてい協業化、共同化はできないと思ひます。予算をやりますよ、つくりなさいというところで、全部予算をやつて、政府が全部お金を出して、ただで——ただということではなしに、たいして勞なくしてできるとしても、その人たちがほんとうにそうだとする気持ちにならなければだめだと思ひます。したがって、当面は共同化、協業化の方向はいいとしても、過当競争なり過多性を排除するものと突っ込んだあたにかみのあるというか、人間性のあるというか、そういうものが考えられてしかるべきじゃないか。これはこれ

から出てくるものじゃないのですよ。いま既存の中小企業者を対象にしたときに何があるのかというところを私はお聞きしたい、こういうことなんです。

○青野国務大臣 いま佐野委員のお尋ねの件は、結局何というか精神的な問題でないかと思ひます。中小企業者が単独でやっておったものでは自立できないというところの認識を持てたらうということ、またそういうような世の中になってきたということを教え、また指導するということが、そのなれば双方相まって私は協業化というものができると思ひます。本人が協業化の必要はないという考えを持っておたら、これは幾らこちらがこういう制度があつても、これを言つても乗つてこない。そこで、そういうことについては親切に教えて、協業化をやつたほうが今後の経営の上にいよいよという指導をするのがこの事業団の大きな役割だと思ひます。そこで、お話のとおり、こちらが単に制度をつくつて事業団をつくつたらそれで足るというふうなものでは私はないと思ひます。制度は生きたものではありせんから、制度を生かすのは人間ですから、したがって、そういう意味において、たびたび申し上げておるように、有能な指導者を見出し、またそういう指導者をつくつていくということ、それはこの事業団でそういうような研修もやりますし、そしてまた特に協業化の必要のある中小企業の方に寄つていただいて御指導申し上げ、またいろいろ御相談申し上げてやつていくことではないかと、お話のとおりなかなか簡単にできるものじゃない、こうわれわれも覚悟しておりますから、まずそういう啓蒙運動が先であつて、それからこの制度をつくるというのでいきたいと思ひます。次第です。

○佐野(進)委員 では長官に、いまの点に関連してもうちょっとお伺いしてみたいと思ひます。いわゆる協業化をすすめて指導してきた、そして若干の成果があつておるけれども、なかなか

具体的な成果があがらない。その最大のネックと思ひます。何点かあると思ひますが、代表的なものについてひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○影山政府委員 従来、高度化資金の特別会計を中心に行つた共同化、協業化を進めてきたわけでございまして、まず第一番目には、やはり助成と指導というものが一体化してない。従来の中小企業の工場団地あるいは商業団地その他につきましても、大体従来のままでは、それはほとんどこちらから指導をしなくても得るような層が中心になってやつておつたわけでございまして、先生御指摘のように、今後小規模事業者まで含めて共同化、協業化を進めていくということになりますと、先ほど大臣が申しましたように、啓蒙宣伝から親切な指導までやつてあげなければいけないということになりますので、今度そういう啓蒙指導という面を重視した中小企業振興事業団をつくつたわけでございます。

それと一つは、やはりできなかつたものについてのアフターケアをしてあげなければいけないというところがもう一つの条件でございます。そういうアフターケアも、専断的にめんどろを見ながら、機関をつくらなければならぬということがある一つの理由でございます。

それから、従来の高度化資金特別会計によりまして、その貸し付けでございますと、一般会計からだけの繰り入れでございますので、その点につきまして、従来の経緯もございまして、補助金の頭があるわけでございまして、そこで土地の単価あるいは面積等について頭打ちの制度があるわけでございまして、今度はそういうことをいたしませんで、実質必要だけの資金のめんどろを見たい、あるいは財政資金も投入したというところにつきましては、やはり事業団をつくらなければならぬというふうなこともあるわけでございまして。

またもう一つは、従来の高度化資金でございますと、たとえばポランタリーチェーンをつくりま

す場合にも、県を通ずる助成でございますので、本部がたとえば東京都にあって、それから中小企業の小売り商の人たちが他の府県にも散在をしておるといふような場合には、助成の道がなかったわけでございます。そういうところも、今度の事業団をつくることによりまして可能な道を開いていきたいというようなことも考えておるわけでございします。そういう点のネックを今度解決したというところを考えたおるわけでございます。

○佐野進委員 私は、いま長官のおっしゃったことがさつきから言っているとおりでよくわかるわけですが、しかしそういうことについてはいまの大臣の答弁で大体了解いたしますけれども、いわゆる指導と融資について一体性を持つ形の中で中小企業の当面の対策を立てるのだということ、このことについては、考え方としては理解すること、ができるのですが、実際上の問題になってくると、先ほど来申し上げておるとおり、非常にむずかしいいろいろな問題があると思うのです。たとえば実際に一つの業界を指定して、あるいは一つの地域を指定して、そこでそれらの問題についてどうやるのだということになってきた場合、十軒なら十軒、百軒なら百軒ということになると、その指導全体が、では助成対象事業の人々はこの指導要綱の中にあるような形の中でひとつこの振興事業団の助成対象の中に入れて協業化をはかろうではないか、共同化をはかろうではないかということ、ところまでいくということは、非常にむずかしいいろいろな問題が出てくると思う。

そこで、そういう点について私がお聞きしたいことは、指導について技術的な面にまで入った——さつき大臣は精神的な面における指導についてての考え方を述べられたわけですが、技術的な面に入ってもう少しこれは深く検討をしなければならぬ、政治的な配慮というものについてももっともっとと検討を加えなければならぬ。私もこれを読ましてもらったのですが、いろいろな面から研究したのでありますが、これではなかなかそこまでいき得ないのじゃないかという気がいたしましたわけです。

そこで精神的な指導のことについては、大臣の先ほどの答弁では不満足だと私は思うのだけれども、大臣がそうおっしゃったのですからそこでしばらく了承するとして、技術的な面について、特に金融、融資の問題についてももう少し突っ込んだ見解を聞いておかないと事業団をつくった意味が全然生きてこないんじゃないか、そういう気がしますのでお聞きをしたいと思うのです。先ほどの御質問にもあったように、いわゆる今度の事業団をつくる一つの大きな柱としては、助成条件がいままでの形と変わったことで、充実したんだというのですが、この充実のしかたそのものが魂がはたして入っているのかどうなのか。さっきの質問がありますから重複することは避けますが、冒頭言ったような形で、読めば読むほど何かさうだけつけているような気がしてならないのです。先ほどの質問がありまして、時間がございますので、それはしばらくおくとしまして、私はここで、中小企業対策に対するいわゆる融資助成の方針に通産行政というか政府の政策として一貫性がない、こういう点を指摘せざるを得ないと思うのです。たとえば、いまこの振興事業団の審議を私どもはここで一生懸命やっておるわけですね。そうかと思うと、まだ上程されておりませんが、いま厚生省の環衛金融公庫法というのが上程されようとしているのですね。これとそれとが一体どういう関係に、政治的にあるいは技術的にこの金融対策の中でとらえられているのかということが、どうもこれを読めば読むほどわからなくなってくる。この点についてひとつ大臣の見解をお聞かせ願いたいと思うのです。同じ年に、同じときに出るんですから。

○菅野国務大臣 環境衛生金融公庫の問題については、これもわれわれの側からいえば中小企業金融になるとありますが、特に環境衛生ということに重点を置いて別にこの金融公庫を設ける、こう思うのであります。そこで問題は、先ほどから金利のお話もありましたが、いまことに資本の自由化に際しまして、日本全体の金融というものを再

は市中銀行、大銀行はじめ、あるいは信用組合、信用金庫その他の問題でもです。どうしても、自由化に対してはやはり日本の金利を安くするということが絶対必要条件でありますからして、それ

には金融全体についての体制を再検討する必要があるということが答申案にもちよつと出ておりますが、そういう意味でお話の中小企業の金融の問題についてもひとつこの際再検討したいと私は考えております。でありますからして、いろいろ中小企業の金融の機関はありますけれども、これをもう少し再検討して、そしてできるだけ安い利子で貸せるように、その方法を考えなければいかぬ。資金も、豊富に資金を得るような制度ということで、私から言うと、金融機関がばらばらであると思うのです。これではいかぬという考えを

しておりますので、資本自由化に際して、この際ひとつ再検討すべきじゃないかと思えますし、政府の資本自由化の対策の一つの中にも、この金利を安くして金融機関を再検討するということが書いてありますので、そういう意味で、いろいろ現在の中小金融の機関については不満の点もありませんが、疑問の点もありませんが、ひとつこの機会に再検討して、安い利子で資金の豊富な中小企業に金融機関をつくるということをやっていききたい、こう考えております。

○佐野(進)委員　そこで長官のほうにお尋ねしますが、いまの金融の問題です。環衛金融公庫で環衛関係については融資をはかる。そうすると、これは十幾つかの業種ということになると思うのですが、中小企業の中における環衛金融公庫対象の業種と、この振興事業団対象のいわゆるその業界を別にした残された業界とは、どういふような区分けをするのかどうか。いわゆる包含した形の中でそれらの対策を立てるのか、除外した形の中で立てるのか。私は「事業団のあらまし」というのを何回も読み返してみたのですが、いわゆる共同化、協業化という形の中にありながら、金融関係法の中に示されておる法案は出ておりませんが、

説明する中におかれましてもやはり重複せざるを得ない面が相当出てくると思う。そうしたときに、それとこれとの関係についてどのように措置されるのか、次の質問の関係があるのでお聞きしたいと思う。

○影山政府委員 環衛公庫は、ほかの政府関係金融機関である中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金等々と同列の地位にあるものと考えられるわけでありまして、中小企業振興事業団は、そういうところでもなおかつむずかしい共同化等を取り上げて対象にいたすわけでありますので、環衛関係の事業につきましても、これは対象にいたすわけでございます。たとえばクリーニングあたりは、共同工場をつくるという場合にはそういう対象にもなり得る一つの好適な例ではないかと考えておるわけでございます。

○佐野進委員　そうすると、いわゆる共同工場をつくる、共同施設をつくる、それには事業団としてやる。そうすると、共同工場をつくる、共同施設をつくったその中における機械、共同施設の中における具体的な施設、これの取り扱いはどうするのですか。

○影山政府委員　たとえば団地等におきましては、その中に入りますところの個別企業の機械類につきましては、従来からも高度化資金の対象にはしていません。そういう場合

におきましては中小企業金融公庫あるいは商工金等の対象になるわけであります。環衛関係につきましては環衛公庫がめんどろを見るということになっております。

○佐野(進)委員　そうすると、共同工場あるいは共同処理施設の設置といういろいろなあれがここに書いてある。そういう中の施設については、たとえば環衛法に関係する業者については融資などは金庫にやらせるんだ、環衛法に規定されてない業種については商工中金なり国民金融公庫なりにやらせるんだ、こういうことなんでしょうか。

○影山政府委員　いろいろな場合があるわけでありますけれども、先ほど例にあげました中小企業

団地の場合には、個別企業がこの団地に協同組合の形で参加するわけでございますので、その共同施設につきましては、これは事業団の対象になります。それから個別企業の必要な機械につきましては、これは中小企業金融公庫なり環境公庫の対象になる。それから共同工場を事業団を通じて県がつくりまして分割譲渡をするというような場合があるわけですが、その場合には、その共同部分に関する限りは全部共同施設でございますので、中小企業振興事業団の対象にいたすということでありまして、中に入る個別企業のめんどろは個別の金融機関が見るといような考え方に立ってあるわけでありまして。

○佐野(進)委員 私も相当研究しておりますので理解できるつもりなんですが、いまのお話を聞いておるとちょっと混乱しておって、私も混乱するので、すから、いわんや直接対象になった人たち——いわゆる環境法に規定されている業種で一般中小企業の対象になる業種、たとえばクリーニングという具体的な例が出たが、クリーニング業の場合は環境法に規定される業種で、近代化促進法に規定される業種で、おそば屋さんの場合には同じ環境法に規定される業種であるけれども、近代化促進法に規定されない業種で、そうすると、振興事業団というものは一体何をやらんとするの。大臣から何回も言われるとおり、いわゆる資本の自由化というものは、貿易の自由化と関連して論ぜられる問題ですから、特に中小企業については、たいへん問題になるわけでしょう。そうしたとき、あなたの説明じゃ、まるきり中小企業者は混乱しないよということになる。あなたの頭の中ではそうかもしれぬけれども、私はある程度研究してきたつもりであつても、いまのお話を聞いてみると、わけがわからなくなる。

○影山政府委員 この振興事業団の対象にしますところの業種は、必ずしも近代化促進法の指定業種だけに限るわけではございません。クリーニングは近代化促進法の指定業種になっておりますから、一つのいい例として申し上げたわけでございますが、その他の環境業種につきましても、たとえば旅館の団地をつくるというような場合がもしもあるとしますならば、それは振興事業団の対象になるわけでございますけれども、そういう点で限定をしておるわけではございません。ただ、個別企業の中に入る個別企業については、共同施設部分でないから、従来からも高度化資金の場合も国民公庫がめんどろを見ておったわけでございます。それは、環境関係については、環境金融公庫が今度でございますので、それが対象になるということとでございます。観念の整理はできておるといふふうに考えるわけでございます。

○佐野(進)委員 環境金融公庫法については、また別の角度ですから、ここで何もこれをからめて議論しようとは私には思っておりません。中小企業振興事業団の対象としてどうなのかということについて、それはいわゆる觀念だけで問題を処理しようとしても得ないのだ、現実のいわゆる中小企業者が当面する困難を、どう打開してやらなければならぬかというところにあるとするならば、そういう点についても少し整理して、あたにかみのある、直接ここに相談に行けばもうそれらについてはすでにこれこれこうですというところとができておるようになっていなければ、行ったからといって、いやあうちに行きなさい、それは中小企業金融公庫へ行けばいい、それは環境公庫へ行けばいい、それは事業団で取り扱いますじゃ、相談相手の人がいやになってしましますよ。しかも、こっちは役人の古手が一と言つては語弊があるでしょうけれども——行くというところでは困ると思ふのです。少なくともこういうような融資対象について、これだけの助成対象事業をきめて、しかもその対象事業の中で、さっき言った近代化促進法の対象事業もあれば、環境法関係もある。環境法関係の中においても、いわゆるこの対象にならない業種もあるし、対象になり得る業種もあるわけですから、そうすると、冒頭申し上げたような形で非常におかしなものになるん

じゃないかという気がしますので、それらについては私も研究してみますけれども、もう少し御研究を願いたいと思ふのです。そこで、これはあまりきょう突つ込んでいってもまだしょうがないと思ひますから、次へ進みたいと思ひます。

指導の問題と融資の問題については、いま言ったような形でありまして、それらの問題を含めて、いま大臣がお話しになっておるときも、私どももそう思うのですが、この提案説明の中に書いてある一番大きな問題は、自由化の要請にどうしたて中小企業がその経済的基盤を確立し、将来の発展への道を見出していくかというところに、この法案の精神があるように感ぜられるわけですから、そういう場合、私は幾つかの問題が出てくると思ふのです。中小企業と自由化の問題については、これは田中先生、平岡先生があとでややりになるでしょうから、私はそういう高度な政治的な面における自由化問題については話しませんけれども、具体的な問題として、この自由化と中小企業の問題について、振興事業団の関連の中で御質問してみたいと思ふのです。

今度資本自由化の対象として何十品目が出ましたね。その五〇〇対象事業の中で、中小企業関係ではクリーニングを対象としてやるのだ、資本自由化をするのだ、こういうことが発表されている。したがって、中小企業の業種で、近代化促進法で指定された業種も数多くあるし、近代化促進法に該当しない業種も数多くあるでしょう。その中で中小企業関係としてクリーニングだけやる、その理論的根拠と実際のあり方、その両面について御説明願ひたいと思ひます。

○柳瀬説明員 資本自由化の問題でクリーニングを業種にあげました点について御説明を申し上げたいと思ひます。全体といたしまして、自由化の方向につきましては外資審議会等の答申がございまして、将来クリーニング業におきましても自由化の方向に進むべきであるという方向については、うなずけるわけでございますが、現状におきましては、クリーニング業は現在全国で五万有餘の店

舗がございまして、これが非常に零細な企業で、国内的にも非常に大きな資本に対する脅威と申します。大きなクリートニング工場等がございまして、非常にそれによって脅威にさらされて、いろいろな問題を起こしているわけでございます。現状におきまして、そのクリーニング業は、零細な苦しい企業を協業化をして競争力をつける、そういう方向に持っていくべき段階にありますので、いま直ちに外資が導入されてきますと、相当クリーニング業に対しましては影響度が大きいわけでございます。そこで、一般的な普通のクリーニング業については、ちょっと現段階では自由化の業種としてあげることが適当でないと考えているわけでございますが、クリーニング業の中でもいろいろございまして、一般のクリーニング業のほかに、コインの営業、リネンサプライの営業というのがあります。リネンサプライの営業につきましては、これは数も少のうございまして、全体のクリーニング業の〇・五〇程度でございます。それから従来も若干外資も入っております。その影響度も非常に少ないわけでございます。そういう点を考慮いたしまして、クリーニング業の中でもリネンサプライだけを第一種の自由化業種、いわゆる五〇〇以内の範囲において自由化する業種ということとをあげることとしたわけでございます。

○佐野(進)委員 それは新聞記事を読めば大体わかる。私が聞いたのは、中小企業というものを強化育成し、将来いわゆる大企業、あるいは外資の入ってくることによつての中小企業への圧迫をどう防ぎとめるかということが当面する課題として非常に大きい。こういう中で中小企業関係については自由化を相当狭めたと思ふのです。狭めたというが、ほとんどやらないという中で、なぜクリーニングだけ対象にしたのかという政治的な意義ないしは経済的な意義についてここで聞きたい、こう言っているのです。あなたの言われるようなことを聞いているのではないのです。あなたのほうは事務的な説明でこうだということなん

だから、もしわからなければ、大臣でいいですよ。

○影山政府委員 補足的に御説明申し上げますと、この自由化業種の業種名にクリーニング業と書いてございます。統計上の産業分類表上ではクリーニング業となっております。なお技術的にあげただけでございます。本来ならカッコしてリネンサプライ業に限るといふふうに書いてあるわけでございます。リネンサプライ業と指定すればいいのですけれども、産業分類表の中に広く洗たく業として、その中にリネンサプライ業も入るというふうな解釈になっておりますので、カッコしてリネンサプライ業に限る。現実に外資の自由化と申しますか、五〇%の自由化をするのはリネンサプライ業だけでございまして、一般の洗たく業は全然厚生省もまだ考えてないのだから。通産省あたりにおきましてはそういうことも考慮いたしまして、産業分類表の形式的な産業分類だけにはよってないわけでございます。たとえば電話機、または電話交換機製造業とありますけれども、これは産業分類表では電気通信機械工業製造業と広くなっております。そういう点で技術的な問題もございまして、おそらく厚生省のほうも単純な洗たく業については現在のところ考えていないというふうに申し上げていいのではないかと思います。

○佐野(進)委員 だから、ぼくの言わんとするところは、中小企業というワケの中で、リネンサプライ業として、クリーニング業という形の中で出ているわけですよ。だから私の申し上げたいことは、中小企業の業種は幾らでもあるということです。しかもこれは中小企業とはいえないが、さっき言ったとおり、環境法にも関係しているのです。環境法というものはそのこれらの食堂もそうですし、映画館もそうですし、映画館といつたって撮影するほうではなくて、映画館そのものがそうなんです。いわゆる私どもの毎日の生活に最も密接な関係があり、かつ精神や肉体その

他について最もよい環境の中で置かせなければならぬという対象の業種の一つなんです。う。したがって、そういうところを当面する幾つかの業種があるのにもかかわらず、資本自由化の対象にした政治的、理論的、経済的根拠を明らかにしていただきたい、こう言っているのです。そうでないと、今後出てくるいろいろな問題について、ただ思いつきや感じだけでやられては、その業種はたまらないでしょう。

○菅野國務大臣 中小企業全体については、目下自由化するという考えは持っていないのです。体質を改善して、そうして競争力を持つようになつた場合に自由化するという考え方でござるので、おそらくこのリネンサプライ業は自由化しても対立できるという自信を厚生省では持たれたのではないかと、こう思っておるのです。私どものほうでも、もし実際に中小企業の中でも競争力を持つものがかりにあるとするならば、この際やはり自由化の中へ入れておくべきだと思つております。私どもは、まだそれぞれの業種について実態を調査しておりますから、そこで自信を持っております。それから、そこで中小企業はもつと体質改善をやりたい、漸進的にいきたいという考えを持っております。

○佐野(進)委員 大臣の答弁は、私がしろうとのせいかわからぬけれども、きわめて感じ取れるわけですね。ほんとうのことをいって、別に他意あるわけではないけれども、おそらくそうだろうと思つておるのです。しかし、私はその考えがあるならあるほど、いまだ少くそのことについては慎重に取り扱ってほしいと思つておるのです。ということは、クリーニング業という一般的な注釈、それから中小企業という一般的な概念の中に当てはめたとする形の中で資本の自由化が行なわれ得たとするならば、こうやって突つ込んで説明したからさうだということとはわかりますけれども、一般大衆にはわかりません。外国資本もわからないでしょう。次は何かということになってきたときに、いわゆる資本の自由化——けさの新聞にも出ておつたけれども、いま言ったような形の中で今後どんどん競争力を高めて、自由化するという形になつてきたら、いわゆるそのときの感じだけで、おそらくこの業種を対象にしたことについてもさう深い意味があったとは私は考えないのです。厚生省が持ってきた意味も、たまたま何か一つ厚生省から出さなければならぬから、こゝらなら適当じゃないかという程度だろうと思つておるのです。ほんとうの感じからすれば、もつと理論的なものがあるならば理論的に出してもらいたい。私は時間がありませんから突つ込みませんけれども、さうであるとするならば、クリーニング業というものを対象に出すということ自体の配慮だつていまだ少くあつてしかるべきじゃなかったか。それは大臣の趣旨と全く合致するのです。さういう面については、いまだ少く対外的に、中小企業の中でも一つ自由化したのだよ、その自由化の中にはクリーニング業があつたのだよということで大義名分を立てようということであるとするならば、ああさうなのかということ——そのときになつてみなければさう言うか言わぬかわからぬけれども、しかし、これは政府の施策としてはきわめて配慮が足りない一つではないか、こう思つておるのです。

そこで、私はこの点についてクリーニング業といふのが出たので、いろいろクリーニング業の実態その他について勉強したので、勉強したところが、すればするほどいふゆるクリーニング業といふものが、資本自由化の対象に当面——何十年、何百年先はわからぬけれども、なり得ない業種であるという結論に到達せざるを得ない結果しか出ていないのです。これは近代化業種にも指定されて、おたくのほうでも一生懸命これは調査している業種でしょう。さうすると、最も過当競争の中に置かれ、最も大資本の圧迫の中に苦しみ、最も人手不足その他努力逼迫といふか、さういふ中にある一番対象として育成し指導していかなければならぬ業種の一つに数えられると思うのです。それを資本自由化といふことでばつと出すということとは、その裏づけにこれこれこういう

ものがあるから、こういう施策をしたから、これは資本自由化の対象になり得るのですということの説明が出なければ、意味はないと思うのです。だからさういふ点についてリネンサプライ業何と出したら、さういふ具体的なものがあるなら、ちよつと聞かせたいと思つておるのです。

○柳瀬説明員 クリーニング業といふような形では出ましたので、非常に誤解を与えて申しわけないのでございまして、一般のクリーニング業は、先ほど申し上げましたように、これは自由化を現在の段階で考えるべきでないといふことで自由化の業種に入れていないわけでございます。リネンサプライ業といふのは、区分上は日本産業の標準分類とか、クリーニング業法上に入っておりますが、リネンサプライ業につきましては、現在一般のクリーニング業のような零細企業が過当競争で非常に拮抗している、あるいは大企業との間で競争が非常に激化しているというふうな状況のものではないし、また新しい分野のもので、まだ普及も進んでおりませんし、それからいまでも資本が外国から若干入つてゐる例もございまして、それがトラブルを起こしているという問題もありませんし、それから業者の数も少いといふこと、一般のクリーニング業とはちよつと違つておるわけでございまして、これは第一種自由化を行なつても、影響は非常に少ないという観点からこの業種に入れたわけでございます。

○佐野(進)委員 だから課長さん、突然呼び出して来てもらつて、大臣に聞くようなことを聞いてたいへん申しわけないんだけど、あなたの言われることは、結果としてさうなつたといふことをお話になっておられるのです。私はそれが悪いというのじゃないですよ。結果としてさうなんだ、何もきめたというのではないのですから、きめたのは大臣、政府なんだから、きめたということになれば通産大臣が説明しなければならぬといふことになるわけですね。だから正直なことを言つて、あなたが言われれば言われるほどおかしくなつてくるのです。中小企業というワケの

中でなせリネンサプライ業というのを対象に入れないかならなかつたか、資本自由化で対抗できるんだ、資本自由化で対抗できるというところを取り上げていけば、まだまだ幾らでもあるでしょう、正直なことを言えば、中小企業全体の中で、これだけしか資本自由化の中で中小企業は外国資本と対抗できない。それで説明になりますか。あなたに御質問しても、これはしょうがないと思うので、大臣、いま言われたような形の中で、中小企業対策ということで振興事業団をつくるのか、政府が今年力を入れますという最重要施策の一つとして取り上げておられ、大臣もたびたび強調されている中で、少なくとも資本自由化という波をかぶる中小企業者が心配したり、それに連鎖反動的にいろいろなものが出てきたり、考えさせられるような施策、そういうものについては慎重の上に慎重を期さなければならぬと思うのです。私は、これでなく、いわゆる「説明を聞けばわかりますよ。しかし説明でなくて、クリーニング業でなく、もっとほかの対象を考えれば考えられるものが幾つもあるのだから、一々聞く必要はないが、中小企業対策の見地からいって、業種の少ない特殊性からいって、これは非常に問題だと思ふのです。特に資本自由化の経過の中で、たとえばコカコーラにしても、あるいはウィルキンソンのかみそりにしても、日本に入ってくるまではたいしたことはないと思つたが、入ってきたからの浸透力というものはたいしたものではない。外国、特にアメリカ資本は、洗たく業については非常に進んでいるわけです。機械力でも設備でもあらゆる面で進んでいるわけです。これが巨大な資本を持つておる。いま大企業と小企業者の間においてすら問題がある中において、巨大資本が重要な拠点の中に、五〇〇といふながら、どこかの資本と提携してやつて、こゝろなさい。日本の企業というものは、もうクリーニング業に關係するものは壊滅的な打撃を受けることははっきりわかつておる。これは、大臣が幾らこれから産業基盤を強化し、協業化をはかり、共同化をは

かるなんて言つたつて、三、四人の人を使つて始めれば始められるでしょう。きわめて少ない資本で店が出せるのですよ。過当競争の最たるものの一つでしようね。ちよつと五年か十年つとめて、若干のお得意があるということがあれば店を持つて、それができる。そういうことが続生している中で、それをどうするかという対策が全然ない。リネンサプライにしても、どうだこうだと言つても、私はリネンサプライはあまりわからないから、研究してみなければどうなるかわからないけれども、これはたいへん問題がある。私が聞きたかつたのは、クリーニング業を資本自由化の対象にしたのだから、それをするについては、いま申し上げたこれこれこういうものがあるのだ、こういうことをお聞きしたいと思つたのですが、これは長官、ひとつあとでまた私は質問を保留しておきますから、この点についてよく検討しておいてください。私のほうもよく勉強して、これは検討したいと思ふのです。

時間が長くなりましたので、次の締めくくりに入ります。まだ一ぱいあるのですが、これはたいへん大切な事業団の問題だから、私も一生懸命やりたいと思つておるのですが、時間がないので、もう一点これに関連して最後に聞きましておきたいことは、中小企業振興事業団ができて、これから協業化、共同化あるいは指導、いろいろやられるわけですが、私が考へて一番大きな問題点になるのは、幾ら施設をつくり、幾ら協業化をはかるというのをしても、大資本と中小企業との關係の調整をはからざる限り、業種区分のある一定限度における明確化をはからざる限り、たとえば五人いる工場が百集まつて五百人の工場をつくつたつて、五千人の工場と対抗して幾ら協業化をはかつて競争しようつて、これはなかなかできないことだ。そうすると近代化業種に指定される業種であっても、されない業種であってもいいですけども、あるいは振興事業団の対象になつた業種でもいいのですが、それらと大企業、いわゆる直接競合する大資本、大企業との關係についてどのような調整をはかうとするのか、これについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○影山政府委員 大企業が中小企業の分野に進出してくる場合が二つあるかと思ふわけでありまして、一つは、国内の企業、主として大企業と外資との提携によりまして中小企業分野に入つてくるという場合が一つあります。これに對しましては、そういうことが予想される業種につきましては慎重に自由化を進めていくということでございます。その際、外資法上の認可権というものが残されておりますので、たとえ入りまふ場合におきましても、認可上の条件をつけまして、たとえば生産量あるいはその他設備の点等につきまして条件を付しまして、中小企業の分野にできるだけ影響がないように認可を進めていくということになるかと思ひます。

もう一つの場合は、国内の大企業が中小企業分野に進出してくる場合、これにつきましては、産業調整法と申しますか、法律で中小企業分野というものを指定いたしまして、その産業分野に入つてはいけぬという法律をつくつていくという案もあるわけでございますが、そういうふうな法律で指定をいたしますと、日本經濟の弾力性を害するといふ点がございまして、私も現在この段階ではそういうことは考へていないわけでございます。ただ先生御承知のように、中小企業団体の組織に関する法律におきまして、商工組合が、進出してこようとする大企業との間に団体交渉によりまして特殊契約を結ぶ、その特殊契約を結ぶことができないような場合には、中小企業調停審議会に於いて、それによつて通産大臣が勧告をするといふような制度がございまして、しかし、これは伝家の宝刀でございまして、それに至りますまでの間に各通産省の原局あるいは中小企業庁も入りまして、事実上の行政指導によつて生産量あるいは設備のやり方、増設等について条件をつけるというやうなことで、これは行政指導でございますから、事実上の大綱さばきの指導をするといふことでございまして、そういうことでやりたい、こういうふうな考へております。

○佐野(進)委員 これはもう少し議論をしなければならぬと思ふわけですが、最後に大臣に答弁をまとめていただきたいと思います。

いわゆる振興事業団ができて、そういうような施設をつくる、あるいは協業化をはかる、共同化をはかる、たいへんけっこうだ。しかも仕事の面について、その分野を明確化して——明確化し得ないまでも、中小企業が成り行くやうな指導を大臣がやるのかどうか、それについての大臣の考へ方を聞きたいことと、もう一つは、逆に上のほうではなしに下のほう、このごろある新聞に出ておりましたが、振興事業団ができて、対象になり得るものはきわめて限られたもので、相当程度のもものがその対象になり得ない、この対象になり得ない零細業者が相当多い、この零細業者に対する対策というものが全然ない、この問題については、私は別の機会にも一回伺ひたいのですが、ただ、きょうはもう大臣の時間がないということと、坂本さんが待つておりますから、大臣に、いわゆる分野の問題と零細業者に対して、振興事業団の関連においてどう考へるかといふことをお聞きして、質問を終わりたいと思ひます。

○首野國務大臣 先ほどから資本の自由化や中小企業の振興事業団の関連でいろいろお尋ねがあつたと思ひますが、資本自由化の問題につきましては、これは實際國民はほんとうに理解を持てていないと思ひます。これはもう少し具体的に、資本の自由化というものはこういうものであるといふこと、それに対して中小企業の振興事業団がどういふふうにするのだといふことを、私は何か印刷物で示したい、こう思つております。これは、やはり具体的にもう少し國民に啓蒙運動をしなければならぬ。ただ単に資本の自由化といつて——資本の自由化はどういうふうになるのかといふことを、これは實際われわれ自身だつて検討しなければならぬ、勉強しなければならぬものが多々あるわけでございます。そういうことを、今後具体的なことでひとつ國民に啓蒙運動をしたい、こう考

えておりますが、佐野委員からいろいろお尋ねになったことも、これはやはりそういうことでお答えして、そうして皆さんもわれわれもみな理解を持つようにやっていきたい、こう思っておる次第であります。

○島村委員長 坂本三十次君。

○坂本委員 きょうは、自民党にとっては二月に国会が始まって以来の第一陣でございますので、ひとつ御丁寧に、御親切に御答弁を願いたい。

中小企業対策というのは、これはもう超党派的なものでございましょう。中小零細、特に小零細のほうは非常に日の当たらないところにいままで置かれてきましたから、これにもっとあたたかい日を当てるといふ意味で、私は前の佐野さんに負けないで攻撃的にひとつ質問をいたします。激励もまた入りますから、どうかひとつ御答弁をお願いいたします。

私も中小企業、零細企業者の中へ入って、お店番のおかちゃんに聞いたり、機場のおやじさんに聞いたりいたしますけれども、中小企業者、特に小零細のほうは、私も自民党であります。が、政府自民党は選挙のたびには中小零細企業と言うけれども、どうもわれわれにはまだ着物の上からかくような、くつの底からかくようなもので、びったりこない。もうちょっと一段と突き進んだら施策がほしいという声を非常にはだ身に感じて私どもはまいりました。そういう意味合いにおきまして、零細企業者の焦燥感というか不安感というものがあるということをぜひひとつ頭に置いていただきたいと思うのです。いままで私はいろいろ調べてみましたが、中小企業というのは戦後の問題です。ほとんど戦後の政策で、五十幾つばかり法律がありますけれども、いままでの小零細企業対策はどうも平板であって、一律的である、われわれのところまでおりてきてないという、はだれに感じた不安感というか焦燥感というか、これを解決するような、一歩突き進んだ根本的な中小企業対策について前進的に自信がある施策が立てられるのかどうか。これは私自身も心配をしており

ます。その点について政府の御見解を承りたい。

そこで、これに関連いたしますが、いままでうんとがんばつてやつておいでになったことは私もよくわかるのですけれども、それならば、自民党のやつてきたことあるいは通産省のやつてきた具体的政策で、官民ともに、やああいつはヒットであつたという中小企業の政策ないし措置というものがありませんら、ひとつそのクリーンヒットをあけていただきたいと思うのですが、どうですか大臣にお尋ねします。

○菅野国務大臣 中小企業の問題についてお尋ねがあったようでありますが、お話しのとおり、これは戦後やかましくなってきた問題だと思ひます。そしてこれは与党、野党を問わず、口を開けば中小企業の育成ということを唱えてまいったのでありますが、しかし中小企業の問題は解決しておりません。いまに至つても皆さんからこういう御質問があるということは、中小企業の問題がまだ解決していないことを示しておると思ひうのであります。戦後中小企業の問題がやかましくなってきたということは、一つには国土の割りに人間が多いというのが根本問題であります。

戦争でいままで多少資産を持つておつた人もみななくしてしまつた。ことに小さい商人といふものは、私から言うところと企業じゃなくして生業です。企業ということばに入らぬと思うのです。生業であつて、みなほとんど資本なしでやつておる、というような状態でありますから、したがつて、それによつて十分な収益をあげてやつていくことはいわば困難だということは考えられると思うのです。

〔委員長退席、天野（公）委員長代理着席〕

そういう零細企業でありますから、資本がありませんから、たとえば小売り商で申しますと、やはり卸売り商人から貸してもらおうということで、卸売り商人からいろいろと支配される。自分が資本を持っておれば、安いところからいい品物を買ってきて売ることができますけれども、自分に資本がないために、卸売り業者が提供するものを売ら

ざるを得ないということで、なかなか小売り商などは困っておられることは私も実はよくわかるのです。なるほど日本は、戦後二十年間に非常に発展してきました。生産性の向上ができる大企業は非

常な發展をしてきましたけれども、中小企業、農業というものは生産性が向上しないために、そこにひずみというものが起こってきたのであって、今後日本の産業全体を發展せしめようと思えば、この生産性の低い農業、中小企業を發展せしめるということが、私は今後の日本の経済政策の基本でなければならぬと考えておるのです。そこで、いままで中小企業の育成のことについてはいろいろの手段を講じましたけれども、これは思うとおりの業績をあげてないと私は思います。しかしこれではいかぬので、いままで、あれをやれ、これをやれということでいろいろ苦心をしてきて、これは与党だけでなく野党の皆さん方も御心配になって、中小企業基本法をつくってみたい何かして、与野党一致で法律もでき上がったのであります。が、なかなか思うとおりにいかないというのが現状だと思います。

かし中小企業問題の解決の一つの曙光を見出した
 ということで、この問題についてはわれわれも
 ひとつ前進したいという考えを持っておる次第で
 あります。

○坂本委員　いま、戦後の中小企業対策というのは、きめこまかく一生懸命努力したけれども、これはというヒットはなかったということを率直に言われた。その反省の上に立って、ひとつ今度の中小企業振興事業団というのは今後の中小企業対策のチャンピオンとして登場させようという決意を承ったことは、私は非常にけっこうだと思ふわけであります。しかし幾ら通産省、中小企業庁が決意を新たにしておられるとしても、相手のある仕事でありますし、この相手はまた膨大であります。事業所の数にして企業の九九％、千九百万人というたいへんな数の人がいる。この事業団をチャンピオンにしてこれから進めていくのです。これを受けて立つ業界の熱意というものもしかと確かめておかなければいかぬ。大臣、この点はいかがでございますか。

○實野國務大臣 お話のとおり、政府がこういう制度をつくりましても、制度をつくっただけでは効果があがらないと思います。やはりそれを受ける中小企業者が同じく立つということが必要であつて、問題は、やはり中小企業者自身がひとつ自分らの企業を發展さそうという意気込みでやつてもらわなければならぬ。そこでわれわれが助力するとかいふことでいって、両々相まつていくと思うのであります。したがいまして、先ほどから申し上げましたとおり、指導ということに重点を置いておるのは、その中小企業者がみずから立つという元氣を出してもらうという意味で、ひとつ指導ということを重点としてやっていきたい、こう考えておる次第であります。

○坂本委員 中小企業庁長官に、先ほど、これまで官民ともにヒットであると拍手をもって迎えられた政策は何かということを聞きしましたが、これは長官のほうから、まず拍手の起きたものをひとつ簡単に言ってください。

○影山政府委員 小規模事業対策といまして、共同工場の貸与制度、機械の貸与制度という制度があるわけであります。これは小規模事業者の自分で金融のできない人たちに對して、県のほうで工場を建てて分割譲渡をする、あるいは機械類を買って貸与するという制度であります。これは非常な零細企業対策と申しますか、小規模事業者としてヒットをしたものと思ひます。それから、信用保険制度で特別小口保険あるいは無担保保険ですけれども、これも小規模事業者でヒットしたものだと思ひます。それから、まだ現在初年度でございまして、それから、官公需の確保に関する法律、これもヒットしたものだと思ひます。それから非常にじみちなこととて、ございまして、中小企業庁に施策普及室というものを設けまして、先ほど大臣が申しましたような啓蒙関係、あるいはすでに実施したところの施策効果の反省というふうなものをやる特別の課をつくったわけでございます。

〔天野(公)委員長代理退席、委員長着席〕

これは従来、中小企業者、特に零細層にわれわれが用意いたしておりましたところの中小企業対策というものがよく知れ渡っていなかったというふうな点もございまして、非常にわかりやすいパンフレットもつくり、これを流すということをやっておるわけでありまして、じみちなこととて、施策普及室をつくったということも大きなヒットではないかと考えておるわけでございます。

○坂本委員 いま四つ、五つばかりありました、しかし考えてみれば、戦後二十年かかって、いかに困難なりとはいへ、五十幾つも法律をつくって四つや五つのヒットでは打率一割、これではとても見せておける野球にはなりません、しかしひとつ振興事業団をチャンピオンにしてがねばっていただきたいと思ひます。

それから大臣にお尋ねをいたしますが、先ほど大臣はやはり業界の熱意を喚起することが大切だということをおっしゃいました。大臣は特に大阪で、中小企業の町で、はだに感じていままで施策を

やっておいでになられた方ですから、これは当然のことと思ひますし、そのとおりでございますけれども、この指導を、これからいよいよ中小企業振興事業団などを始めるにあたりまして、中小企業庁というのは、何かパンフレットを見ましたら、百七十人ばかり、それで今度事業団をつくりますが、これは一部ダブつていますから、何人ですか、四十人ばかりあるのですか、二百人ちょっとで日本の千九百万人の中小企業者をリードしよう、こういうこととてあります。これが大臣の政策のPR、指導という点で、この二百人のさむらいでひとつやらなければいかぬということになります、どうですか、二十万人の人を二百人でということになると、これは一人頭十万人、われわれは代議士で十万人とるのはたいへんであります。中小企業庁の役人が、一騎当千ならず一騎十万人を相手にするといふ意気込み、これがこの施策を成功させるか失敗させるかのものでありますから、大臣が今度は熱意を喚起する、啓蒙運動をやるといふのですから、皆さんのほうで代議士並みの努力をやつていただかなければならぬというふうになりますから、ひとつがんばつていただきたい、こう思ひます。

その次に、大臣はもうお帰りになるといふことでありますので、大臣にもう一つお尋ねをいたします。中小企業振興事業団の中で、特定産業というところで繊維業の構造改善——構造改善と言わないで、何かあとのほうを見ると、構造改善というくらいいふん意気込みが入つて、革命の革が入つております。そういう意気込みでスタートせられたものと思つておられますけれども、後進国の追い上げだとか、それから自由化の影響だとか、労働力の需給逼迫だとか、いろいろな問題に立つて苦しい中小企業を早く立て直したい、構造改革したいとおっしゃる気持ちはわかる。いわゆる緊急対策ですね。この緊急対策ということになりますと、全体資金量は、私の調べたところによりますと、千三百億近い、それで緊急対策を

五年間でやりたい、五年でやるとすると、年に二百六十億をつぎ込まなければならぬ。そこで六〇兆かければ百五十六億圓が必要になるというふうに相なります。ところがこれを見ますと、千三百億の全体資金に對して十分の一足らずの百三億を要求せられた。その六〇兆をひとつの国のほうでめんどろを見る、六十一億八千万圓という予算措置になつておるわけでありまして、これは五年ではなしに十年以上かかるということに相なります。こういうスタートで必ず五年でやり切れるものかどうかといふことの自信があるかといふことをお尋ねを申し上げたいと思ひます。何となく競争のときはスタートが大切ですから、スタートでよろろやとてあとで取り返そうといふことはなかなかむずかしいことだと思ひますが、予算措置は必ず五年で十分にやれるものかどうか。そうしてどうしてもこの計画を完成させようという熱意があらになるのかどうかといふことをお尋ねしたいと思ひます。

○菅野國務大臣 数字の点につきましては局長から御説明申し上げますが、繊維産業について今回皆さん方に御審議をお願いしておる問題は、これは繊維産業としては画期的な私は対策だと思ひます。紡績業にしても織布業にしても、この対策といふものは画期的な対策であると思ひますが、一つはやはり業者自体の熱意にわれわれも動かされたいのであつて、そうしてひとつわれわれ自身でも、織布なり紡績業の改革をやるべきだといふ業者自身の熱意と、それからそれにこたえてわれわれはこういう対策を考えたのでありますが、これはいまの世に於いて、現在のままでいけば繊維産業といふものは衰退せざるを得ないといふ考えをしております。そこで根本的な対策を講じて、日本のいままでの重要産業であつた繊維産業を依然としてやはり重要産業として保持したいし、また私は、繊維産業では日本人は適した国民だといふ考えもしておりますから、これは日本人として育てなければならぬ産業だ、こう考えております。そこで、こういう案を出したのであります。

で、五カ年の間にこの目的が達成できるような計画をやつておる次第であります。いづれ具体的なことは局長からお答えすることになります。○乙竹政府委員 数字に即してお答えを申し上げます。御指摘のように、織布の構造改革計画は、五年間に千三百億の金を投じたい、現在の少なくとも老朽化をしております耐用年数超過の機械を少なくとも半分程度にまで減らしたいといふのを一つのメルクマールにいたしておるわけでございますが、御指摘のように千三百億を五年でやると、初年度は二百何十億要るわけでございます。ところが、今回予算をお願いをしておりますのは、約百億でございます。その百億の内訳は中小企業振興事業団に六十億を期待し、県に十億を期待し、産地の組合が三十億を出すということとてございまして、で、この約十分の一になります、何を言つても十分の一に計画いたしましたのは、何を言つても初年度でございまして、発足がやはりおくれるといふ点が一つ、次に産地の計画を十分つくらねばいかぬという点一つ、それから現在各産地とも実は非常に熱意に燃えておりまして、もちろん法案もまだ通つていない時期ではございましてけれども、各産地ともいかなる機械を入れたら一番適當であるかといふことで、機械の種類をいま選んでおるような状態でございまして、そんなことで、まあ初年度は十分の一程度で遺憾ながらやむを得ないのではなからうか。しかし次年度以降拍車をかけまして、五年間で完成をいたしたいといふふうな計画になつております。

○坂本委員 それでは以下、中小企業振興事業団法の中で織布業を取り上げてありますが、それに

ます。三十年度後半には二五%、四十年に入つて一九%、四十一年度は一八%、こういうふうにだんだん下がってきております。これもやはり、構造改革をするからには、生産性をうんと上げてまた輸出の花形にひとつカムバックさせようという政府の熱意があるものと思ひますので、まずその輸出の見通しという点について簡単に御説明を承りたい。それから構造終了年度の四十六年における輸出見通しという点もつけ加えて御説明をいたしたいと思います。

○乙竹政府委員 いま御指摘のように、繊維製品の輸出は、日本の総輸出額の中におきます比率は、御指摘のような数字で下がってきております。ただ絶対額は、幸いにして漸増をしております。四十一年には十五億八千万ドル、四十一年におきましては十七億六千万ドルというふうな絶対額は増加しております。しかしパーセンテージは御指摘のようになつておる。このまま放置いたしますとどうなるか、絶対額は依然として伸びていくであろうかという点でございますが、実は非常にわれわれ心配をしております。けれども、何せ繊維産業、特にこれは糸というよりも、織布以降の製品として、織布なり縫製品なりで出てまいるわけでございますが、いずれも労働集約産業でございます。豊富低廉な日本の若年労働力に依存をしておた輸出品でございますので、すっかり国内の労働関係が変わつたというところ、さらに海外におきましては後進国、発展途上国が猛烈に追いついておる、こういうことでございますので、現在のままおきますならば、日本の繊維品の輸出は後進国にどんどん奪われてしまふという心配をしております。そういうわけでござい

ます。そういうわけで思ひ切つた構算計画を遂行いたしたいということでございますが、そういう構算計画が幸いにして順調に進んだらばどうなるかという点でございますけれども、一応現在試算をいたしてみますと、金巾を例にとつてみますと、ヤール当たり生産コストが現在十三円程度でございます。これが、労賃がこのまま年率八%で

アップいたしますと、大体五年後には十五円程度になるというふうな思われまふ。同じ金巾が低開発国で生産された場合にどうなるかと申しますと、現在のところ、いろいろ各国によつて違ひますけれども、日本に比へまして三分の一程度の労賃というところが多いようでありまふ。ところが、生産性が現在のところ日本の三分の一である、労賃は三分の一であるけれども生産性が三分の一であるというところで、かろうじて日本の輸出競争力を維持しているわけでございまして、今後どんどん後進国の機械化も進んでまいるだろうと思つてございまして、この構造改革がわが国において成功した暁におきましては、年率八%で労賃が増加をいたし、賃金が上がりましたが、五年後におきましては現在程度の生産コストに維持できるといふふうな考へるわけでございまして、低開発国におきましても、次第に生産性は上がりますものの、またおそろくそれに比例し、ないしはそれ以上に賃金も上昇するといふふうにも考へられますので、一応わが国の国際競争力は維持できるのではないだろうか。さらに、特に考へなければいけませんのは、後進国と競争するような製品を避けまして、先進国特有の高品質の高級製品にだんだん移行していくという配慮が必要ではなからうかというふうな考へる次第でございます。したがいまして、今回の繊維の構造改善計画は、思ひ切つて機械化に金をつぎ込みまして、労働集約産業を資本集約産業に脱皮せしめるとともに、また同時に製品の高級化をはかりまして、低開発国の追い上げに対して競争力を維持しないしは補強をしまふというふうな考へる次第でございます。

○坂本委員 いま承りますと、労賃は韓国あたりの三倍も日本は高い。それから年率一〇%近く労賃がアップするといふふうなお話、そこへもつてきてもう耐用年数を過ぎた機械が半分もある。これではほんとうに後進国の追い上げに対して太刀打ちでき、あるいはそれ以上に、水準を維持するよりも、水準を抜いていくということがほんとうにできるかどうか。特殊なものを織つたり高級品を織つたりしても、構造を完了した暁にはほんとうに後進国に水をあけることができるかという、その自信を承りたい、こういうふうな思ふわけですか。

○乙竹政府委員 予測する数字は先ほど申し上げましたように、結論的に申し上げますと、現在の構造改革を完了し、資本集約化を完了した暁におきましては、現在程度のコストである、さらに品質の高級化によりまして、後進国とは別途の分野を切り開いていくといふふうな考へるわけでございまして、他の例を見ました場合にどうなるか。すなわち先進国におきましても繊維産業、縫製産業でございまして、これは先生御承知のとおり、かつてイギリスは日本に追いつけられまして、イギリスの綿業、織物業はピンチに入つたのでございまして、五九年の綿業法を拠点にいたしまして、過剰設備の処理、老朽設備の廃棄を行ない、さらに政府が新鋭設備に対して四分の一の補助金を出すといふふうな、思ひ切つた荒療治をし、近代化を行ないましたことによりまして、現在、国内産業ではございまして、国内産業として十分なる安定した基礎に立つておる次第でございます。アメリカ合衆国の綿業、綿業、これは政府が税制上のいろいろの助成措置を行ないまして、また一面、グルーピング化が急速に進みまして、その結果、これもまた日本及び海外の綿輸出に對して国内産業として十分なる競争力を持つておるといふことを考へますときに、わが国の織布産業も、現在にして相当思ひ切つた手を講じますならば、将来確固たる地位を保持できるといふふうな確信する次第でございます。

○坂本委員 ただいま政府の自信のほどを承つて頼もしく思ふと同時に、それに対する国民の期待が大ききことをひとつお考えになられて、今後とも見通しを誤らないように御指導を願わなければならぬと思ふわけですか。

そこで、いま構造が進んでいきますが、中小企業の中あるいはまた小零細な機屋さんの中で、皆さんはわかつておると思うことでも——これから

の期待も大きいし、またその中で不安も大きい。これらの皆さんにやはり親切にPRして、教えて、いろいろと施策をお伝えしていただかなければならぬ、こういうふうな思ふのですけれども、この構造改革、これのいままでの施策と、ここがほんとうに違ふのだというポイントをひとつ聞かしてくだされ。

○乙竹政府委員 繊維、特に織布の構造改善対策は、一面におきましては繊維産業対策でございまして、一面におきましては中小企業対策でございまして、御指摘のように織布業者、頭数におきましては九割、織機台数におきましては五割が——これは綿と絹で若干違ひますけれども、五十台以下といふような零細業者でございます。この業者に対します政府施策、われわれ一生懸命考へて、業界の方々も非常に考へられたのでございまして、それから出ました一応今度の計画の特色と申しますか、これは一つにはいわゆる産地主義といふことであると思ひます。それから、従来、戦後、中小企業対策は通産省といたしまして最も重点施策として行なわれてきたのでございまして、けれども、全国の非常に多数の中小企業、これは業種によつても非常に違ひますし、さらにまた同じ繊維の織布業という業種は産地によつても全然違ふわけでございまして、絹、合繊機の北陸とそれから綿機の播州なり知多なりでは、これは全然違う。絹機の北陸がまた福井と石川では生産構造、流通構造が違ふ、こういうことでございまして、かゆいところに手の届くような施策を行ないますためには、産地別にものを考へる必要があります。そのための今回の一つの考へ方でございます。それから第二に計画をつくるというところでございまして、産地別に、しかもその計画は政府がつくるのではなくして、産地の盛り上がりによりまして、産地が計画をつくり、その計画を政府が承認をするというところ、それからこの計画は単に計画倒れではなりませんので、承認した計画に對しましては思ひ切つた財政上の措置、税制上の措置を講ず

るということが次でございす。このような産地主義が一つ。

それから第二は組合主義でございす。中小企業者でございすので、個々にばらばらに企業が自分で合理化をやるうとしても、これはなかなかむずかしいわけでございすので、産地別の計画というものは産地の組合がつくるということ、それから産地の組合に対して政府が助成をいたしまして、構事業は産地の組合が実施をするということ、この産地の組合が実施することによりまして、非常に零細な中小企業者も十分に構造改革計画の中に組み込まれるということが可能であるというふうに思うわけでございす。

○坂本委員 いろいろ特色を盛った構改革を進行させるにあたりまして、産地の現場の、これからやらなければならぬ人々のいろいろな心配しておるような点を二、三拾ってみたいと思うのですが、いませつかく構造改革で助成を受け融資を受けて、そして新鋭織機に切りかえるというけれども、一体その新鋭織機なんというものは、入れかえたらほんとにここ当分世界の競争力に打ち勝てるだけの能力を持った新鋭織機なのかどうか。せつかく入れかえたところで、もう二、三年たてば諸外国の水準がはるかにまさる技術の開発をおったのでは何にもならぬわけでありすから、織機の技術開発の点について心配はないかどうかということをお聞きしたい。

○乙竹政府委員 御指摘の点は、私たちも実は非常に心配をしておる点でございす。産地の方々、特に産地のリーダーの方々また県当局も非常に心配をしておる点でございす。遺憾ながら、いままで新鋭織布産業は目の当たらない産地のために、紡機なり織機なりの注文があまり出ないということ、紡機のメーカー、織機のメーカーが国内需要に対して十分な配慮と申しますか手を打っておらない。あまりもうけにならない産業でございすので、したがって新鋭の紡機の開発もおくれ、織機の開発もおくれおったというふうにいるわけにございす。今回はそれに対して

して千三百億というふうな織機の更新計画、これが政府で立案をされたので、大いに織機メーカーのほうも張り切りだしたわけでございすけれども、どういう織機機種を選んだらいいのか、遺憾ながら現在のところ数年間開発がおくれたというふうには私は思うので、この辺のところ急遽が

んばって新鋭織機をさがしださなければいけないという段階でございす。それがためには、自己の努力による開発を進めまことはもちろん、それと同時に世界の新鋭織機の勉強をして、必要なものはどしどしこれを取り入れていくということ、これをせねばならないということ、業界のほうにおきまして、これは織布業界と機械業界と両方ございすけれども、世界の織機業界に対していま熱心な調査を行なっておる次第でございす。それからまた国内におきましては、問題は織布業者と織機業者との連携を深めるといふこと、両業界の有機的関係を深めるといふことが非常に必要だと思ひます。もしこれが欠けますと、織布のほうは争って織機を買いあさる、織機のほうはこの際ということでもうけをはかるというふうなことで、非常にまずいというふうに考えますので、両業界が一致協力して新鋭織機を選択いたしまして、その選択された新鋭織機を最も能率的に生産をし、最も秩序よく織布業者に渡すような組織、あり方を考えようということ、両業界非常に密接になつて勉強をしておる、こういうのが現状でございす。

○坂本委員 いまの御答弁では、構改革はもう走りだそうとしておるのに、肝心の生産性をあげようという織機がこれから研究調査ということでは、これはまことにどうぼうを見てそれかなわなうというふうなことになるかならないので、この点をもっと政府が助成するなりなんなりしてやらないと、仏つくつて魂入れずということになりかねないというふうにいる。これはまだ検討調査中だということでありすれば、それ以上質問してもしょうがないかもしれせんけれども、これは早くやらないとたいへんなことになりすから、ひ

とつこの点は急遽技術開発を進めていただきたいと思うわけだ。

それから、時間がありませんから次に移ります。が、今度は織機とか設備は構改革の融資の対象になるけれども、それを包んでおる建物はないのですか。

○乙竹政府委員 個別業者の場合には関連施設は対象にいたしません。ただ共同施設の場合には対象になります。

○坂本委員 やはりエンジンとポデーというものは一体のものでして、エンジンだけ変えてあるけれどもポデーのほうも昔のままで走れというのはちょっと残酷なように思うが、この点はひとつ一体として考えられませんか。

○乙竹政府委員 確かにお説のように考えたいのでございす。ただ、何せ政府のさいふにも限度があるわけでございまして、今回の構改革の金は中小企業振興事業団から思い切つて出してもらおうということ、必要な金の六割を事業団から出す。それから県にも頼みまして、これは地方交付税で配慮してもらおうということになっておりますけれども、一割を出してもらおう。したがって手金は三割でよろしい。その手金の三割につきましても、中央におきまして債務保証、必要とあれば転貸して三割も見るといふふうな手厚いことを考えておりますので、相当地元金融調達力と申しますか、これは出るのではなからうかと考えます。が、しかし何せ零細業者であり、いままで非常に不況で痛めつけられた業界でございすので、さらにできるだけのことはやりたい。したがって指導援助委員会というのを各産地ごとにつくりまして、ここに地元の金融機関、市中銀行、政府金融機関、指導援助委員会の委員になつてもらひまして、この指導援助委員会が産地別の構造改善計画の審議もしてもらつと同時に、またその審議をし、けつこうであるというふうになつた産地の計画に対しては、地元市中、特に政府の金融機関、これは全力をもって応援するというふうなこと、商工中金等も大いに活用をしまひたい。

商工中金のほうも張り切つてお役に立ちたい、こういうふうな状況でございす。

○坂本委員 それじや進行いたしまして、今度構改革の場合の自己資金三〇％というものがあつて、この三〇％は業者が出せばいいのですが、出せない場合は組合が心配をするようなことも聞いております。しかし組合が心配しても、最後はやはり金利負担などは自己負担にかつてくる、こういうふうには思ひますが、何さいままでの不況で蓄積のない小零細の方などは、この三〇％の金利負担というか自己資金、これに耐えられるものかどうかという心配を非常に私はしておるのです。この点はいかがですか。

○乙竹政府委員 できますならば、その三〇％の自己資金、これはまず産地の組合が金をつくるわけでございす。が、産地の組合は当然その組合員から徴求しなければいけぬということ、その金利は当然組合員に肩がわりされるわけでありす。この辺のところはいろいろ考へたり方々にお願いをしたのでございすけれども、しかし政府の金が六割とそれから県の金が一割、組合の金三割をかりに九分といたしまして、振興事業団の金利が三分でございすので、振興事業団の六割が三分、それから県の金が一割は無利子の一割、それから手金の三割を市中で九分というふうにして、合計金利で四分五厘程度になるかというふうにいるのでございす。その程度のもは、零細業者でございす。が、負担してはしい。ただ問題は、その零細業者が金利も負担できないような製品を織つておったのでは、これはどうにもならぬわけでございす。もうかるような製品をその零細な組合員の方々が織るということが非常に大事なことではなからうか。したがって、今回の構改革計画の一つの特徴といひます。が、われわれ努力いたしておりますものは、単に設備を近代化することだけではなしに、もうかるような織物を組合の指導のもとに織つていく、産地ぐるみで織つていくということによって十分収益をあげていくことに努力をする、それによ

りまして金利の負担は十分できるというふうな指導をしてまいりたいというふうに思うわけでございます。

○坂本委員 それからスクラップのほうでありますけれども、買い取り価格がちょっと安い、こういう声も出てきました。いま、少し不況を脱したものですから、十万円以下でありますか、これはどうも安い、こう言うておりますが、ごく簡単にその明細と買い上げ価格を……

○乙竹政府委員 おっしゃるように、現に動いておる機械をつぶすものでございますので、動いておる機械が十万円というのは確かに安い、特に二分の一政府補助ということになる、この点は安いといえども安いわけでございますけれども、しかしわれわれが残存簿価額をずっと調査いたしましたところによりまして、簿価は相当程度を下回っておりますので、それから金融機関等に担保に入っておりますものが、気の毒なのが相当多いわけでございますけれども、その担保の評価価額も十万円よりはるかに安いということでございまして、確かにもうちょっとよいであらばけっこうではありますけれども、だいぶ努力をいたしたのでございまして、この程度でやむを得ないかというふうな考へておる次第でございます。

○坂本委員 私はいろいろ小零細の機屋さんを回っておりますけれども、そのお嫁さんは糸くずだらけになって、おやじさんは手を油だらけにして一生懸命やっておるわけです。それでなかなか追いつけぬといつて苦しんでおるわけなんです。その方々の中で、今度は政府が構造改革をやる、それで新しい機械も入れてくれるのだ、それじゃわれわれもこの構造改革の波に乗れるのか、こういう意気込みと同時に、多少不安な気持ちも持っております。この構造改革の事業における零細な機屋さんの位置づけというものをひとつお答えいただきたい。

○乙竹政府委員 機屋さん、織布業者の方々も零細な方が非常に多いのでございまして、数字を申

し上げますと、綿織布、これは比較的まとまった台数がなければいけない。後進国でも大体三百台以上というふうなのが新鋭工場でございますが、遺憾ながら日本におきましては、五十台未満の方が頭数で九〇％、それから織機台数で五〇％というところでございます。それから絹人絹織布でございますが、これは綿織布よりもある程度台数は少なくてもいいのでございまして、それでもしかし五十台はまとまっております。特に新鋭織機、たとえば最近開発されましたジェットルーム、（ひ）のない、水でもって横糸を飛ばすジェットルームあたり、これは従来の自動織機に比べて、二倍以上もスピードが上がるものでございまして、こういうジェットルームを入れるというふうになりますと、できればやはり百台はまとまらねばいけない、五十台ではなかなか能力が出ないというふうな思われでございまして、絹人絹織布業の五十台以下、頭数では九八％、それから台数におきましては六五％というものが五十台以下、こういうことでございまして。こういうふうな零細な方々が主力でございまして、今回の構想は、むしろわれわれは重点はこの零細な方々に置いております。それでこの零細な方々の織布をどういうふうな合理化していったらいいかというところは、一つには近代設備を入れるに足る程度のグループ化と申しますか、協業化と申しますか、これは必要であると思ひます。近代設備でもって競争するような布におきましては、どうしてもこれは経済単位までまとまるということが必要で、それじやないと、これはもう将来生きていけないということであると思ひます。これが第一でございます。

それから第二は、しかしまた絹人織は非常に趣味品、高級品にもなり得るわけでございまして、一番極端な例は京都の西陣とか、それから丹後ちりめん、こういうふうになりますと、これは非常に高級品でございまして。こういうふうなものにかないますと、非常に高級品を織るということになりますと、一軒当たりの単位は小さくて済むというところであると思ひます。したがって、自分の

能力に應じた織機台数で、その織機台数に適した製品を織るというふうな考え方が大事で、計画はそういうふうな考へてまいりたいと思つてわけでございますが、ただここで私たち特に気をつけておりますのは、綿織屋さんにしまして、特に絹人絹織屋さんにいたしまして、非常に一軒当たり織機台数が少ない。たとえば五台とか十台とかいう方々が多いのでありますけれども、五台の機屋さんが一つの企業と考へていいかどうか。私申し上げたいのは、この五台の機屋さんは自分で注文をおとりになり、自分で製品をお売りになるのではなくて、五台の機屋さんは糸を産元からもらひ、ないしは親機からもらひ、そして製品は親機が集荷し、産元が集荷して行く、こういうふうなのが非常に多いのではなからうか。したがって、この五台の機屋さん、八台の機屋さんは企業というよりも一つの生産の単位というふうな大工場と申しますと、一つの生産の班というふうな考へていいのではなからうかというふうな気がするわけでございまして。そうなりますと、一つの経営体としてはその親機さんなり産元さんなりがあつて、生産班として零細な生業に近い機屋さんがあるということになりますと、その親機さん、産元さん、あるいは一つの経営体というものを合理化し、近代化し、しかも収益を高めていくというふうなやっていけば、個々の現に機屋さんという機屋さんは小さくても、相当高度な経営体になっていくことは可能ではなからうかというふうな考へまして、構造改善計画におきましてはそういう面の配慮を十分にいたしたいというふうな考へておるわけでございまして。

○坂本委員 零細な機屋さんに対しても種々配慮をしておるといふお話であります。これはひとつぜひ見捨てないで、構想に乗れるものはぜひ乗せてやりたい、こう思つてわけであります。その次に、それでも少しはおかつ零細な機屋さんであつて、わしはいやいや、それからまたちよつと乗りにくいというの——全国平均で八台だということをお聞きしておりますけれども、そういう零細な

人で構想に乗りにくいという人に対しては、やはり構想産地の地域においても設備の近代化資金がいままであつたのです。あれは非常に喜ばれておつた。あれは残すのかどうか。いや、構想の産地は構造改善をやるのだから、特殊なもの以外は近代化資金をやらないうことになると、八台機屋さんは非常に困る人が出てくる。これはどんなものですか。設備近代化資金は残すのかどうかということ。

○乙竹政府委員 この点は実はまだ大蔵当局と調整しておりますが、大体われわれは次のような線にまとめたいというふうに考へております。おそらくそうなるのではないかと思ひますが、次のような点と申しますと、構想組合の所在地にある機屋さんで、しかも組合員である、けれどもその織つておる製品が構想組合の対象になる製品でない人、したがって構想事業の対象外になるというところが一つ。それからもう一つ、その方々に特別な措置を認めることが全般的構想計画にひびが入れないということ。この二つの条件を満たします場合には、近代化資金の対象として特に認める、そういうふうにしてまいりたいというふうな考へる次第でございます。

○坂本委員 それでは最後に次官にお願いしたい。せっかく構造改革を進めていたたいたが、いのです。生産性を高めるためにスクラップアンドビルドをやる。過当競争を排除するためにスクラップまでやらなければいけない。そしてせっかくやるのでありますけれども、流通構造の改善なくして構想貧乏ということになったら何にもならないわけでありまして。そこで私は過去の例でちよつと心配しておるのは、四十一年度でありまして、いま合理化は系列化しております。大メーカーと産地の機屋が系列化しておるのがある。この系列化が不況がきたら従属化になつてしまふ。そしてし寄せが下にくる。ひどいのは系列打ち切りだということになった例があるわけなんです。それでなくても、強いやつと弱いやつがおりますと、弱いのはメリットを吸い上げら

れてしまはいないかという心配がありますので、今後流通構造の改善という問題を考えないと、せっかくの構想をやっても、中でアンバランスができて、弱者がいじめられておつてはこれは問題にはならない。いわゆる弱小な業者にしわ寄せされてはせっかくの施策が生きてこない、こういうように思いますが、政府は、こういう巨大資本と地元の業者というような中に入つて、うまく調整を指導していくという役割を私は持つていたほうがいいと思うが、これについての御見解はいかがですか。

○宇野政府委員 流通機構の整備改善の問題につきましては、いま坂本君が言われましたお説のとおりであります。特に組織関係におきましては、その流通機構が現在といたしまして非常に複雑多岐にわたつております。したがって、構造改善推進と同様に、さながら車の両輪のごとく推し進めていくことが必要であります。組織に関する需給等の見直しに關しましては、先ほど局長がお答えいたしましたとおりであります。特に流通機構というのを念頭に置きました場合には、やはり需要の見直しというものを政府といたしまして把握しておかなくてはなりません。と同時に、国民がどのような形態の組織、生糸を運んでおるかということも、やはり一つの見直しを把握しておかなくてはなりません。同時に、そこから適正価格というものが生まれてくるだろうと思つております。したがって、御承知になつておりますとおり、通産大臣の諮問機関として産業構造改善審議会がございますが、その審議会の組織部会におきまして、ただいま仰せの流通機構の改善に關しましては、いろいろ御審議を願つておりますので、早急に御答申をちょうだいいたしまして、構造改善と同様のスピード、同様のウエイトをもつて進めていきたい、かように存じております。

○坂本委員 流通構造の改善については今後の問題であります。ひとつこれはよく御検討いただきたい、さっそく対策を立てていただきたいと思つてお

す。これで私の質問は終わりとします。けれども、中小企業振興事業団の題目というのは高度化というところで、高度化というのは、協業化とか共同化とかグループ化とか、いろいろいわれますけれども、なかなか相手はたくさんおります。しかも小なりとはいへ一城のあるじでありますから、これはほんとうにやる気になつて指導をするという熱意をひとつあくまでもお忘れにならないようにしていただきたいということを注文をいたしまして、質問を終わります。

○島村委員長 橋口隆君。

○橋口委員 時間もだいぶ経過いたしましたので、簡単に伺いたいと思つております。中小企業振興事業団法案は、非常に重大な時期に登場したと思つております。と申しますのは、最近政府がつくる公団、公社等について、その施設ということが非常に問題になつておる、その最中にこの振興事業団は登場するわけでございますが、それだけに設立の趣旨についてそれなりの理由がなければならぬと思つてございませう。予算折衝の過程を見ましても、この事業団は中小企業セクターと中小企業高度化資金とを最後にくつつけたようなふうになつておるものでございませうが、木に竹をつぐような、そういう都合は起らないものかどうか、その点をちょっと伺いたいと思つております。

○宇野政府委員 先ほど大臣が申し上げましたように、確かに今回の事業団は高度化資金並びに指導センター、この二つの機構を一つにまとめ上げたものでございませう。したがって、一足す一は二でなくてプラスをつけたというものを大臣申されましたが、われわれも同様の機能を發揮してもらふことをお願いしまして、この振興事業団の法案を提出した次第でございませう。より具体的に申し上げますと、従来まで中小企業者の金融は、ややもすれば、指導に従つてカルテはもらつたが、その薬代がなかったというような懸念がございました。したがって、そのような形の医薬分業であつてはいけません。だから指導

と、そして直ちにその手当てができる金融、これが一体化する、これが必要ではなからうか。さうな考え方で出した法案でございませうので、いま橋口委員が申されましたような懸念は毛頭ない、より一そう強い態度でこの方策を進めていきたい、このように考えております。

○橋口委員 この中小企業振興事業団は非常に名前がripでございまして、それで業界一般に、これは中小企業振興の万能薬だ、こういうふうな印象を与えておるようでございませう。ところが實際は、よく調べてみると、非常に限られた事業をするわけでございますが、それにつきましまして、どういふような組織を中央ではつくり上げて、それから人員はどういふくらの人数でやるのか、そしてまた将来あるいは現在地方組織はどういふふうにしてこれを運営されるのか、その点をお伺いしたいと思つております。

○宇野政府委員 構造、組織等に関しましては長官のほうからお答えをいたささせていただきますが、いま先生申されましたとおり、確かに万能的な効果はあろうかと思つたが、中小企業と一口に申し上げましても、ピンからキリまでございませう。いわゆる零細企業というものに関しましては、この中小企業振興事業団の機能がどこまで及ぶか、共同化、協業化というふうなことは、万能と私ればそこまで及ぶわけでございますが、万能と私たちが大きく言い得るような内容ではないということも一部ございませう。しかしながら、あくまでもこの事業団をここに設立しなければならぬといふのは、当面する中小企業の課題といたしましていろいろ問題がございませうが、それを集中的に解決したい、こういうことを考えておりますので、さういふ考え方であるということをお断り願つたいと思つております。

○橋口委員 この振興事業団は中小企業構造の高度化をめざしているわけでございますが、この中小企業というのは個人経営を主軸とするものでございませうが、その中にあつて一体この事業の共同化、協業化あるいは集団化というふうなものはど

ういふような効果を与えているか、いままでの施策の状況から見まして、その効果等についてひとつ御説明を承りたいと思つております。

○宇野政府委員 抽象的に申し上げますと、従来の中小企業の盲点は企業の集約性といわれます。ということは、つまり労働集約的な問題、集約的な要素のほうに非常に高かった。資本集約的な要素というものが非常に薄かった。したがって、今後体質強化のためには、どういたしまして、やはり資本集約的な要素も加味していかなくてはなりません。そのことにおきましてならば、やはり協業、共同化ということにおける生産性の向上、それに基づく基盤の拡大、こういうふうに私たちは考えておるような次第でございませうが、なお具体的な事例につきましては長官からお答えいたします。

○影山政府委員 先ほどの御質問でございませうが、一つは振興事業団の組織でございませう。これは現在中小企業指導センターが百二十五名おりますので、それにあつて四十名ばかりをつけ加えまして、百六十五名のスタッフで事業を運営していくわけでございますが、機構につきましては、大抵現在のところ理事長一名、副理事長一名、理事三名という下に、中心になります事業を行ないますのに業務部、それから指導関係を行ないます指導部、それにその前提となります調査あるいは啓蒙を行ないますために調査部というふうなものを設けるということにしております。それから中小企業の指導者その他の人材養成のために、従来中小企業指導センターが行なつておりましたところの研修事業につきましては、中小企業研修所を設置するといふふうな考え方でおつてございませう。それから先ほどの個人営業につきましては従来どの程度の効果があつておるかという御質問でございませうが、従来工場団地の参加企業の資金別の構成の一覧表を調べたものがあるわけでございますが、それによりますと、個人企業が参加しているのは二四・一％になつておつて、四分の一は個人企業が参加しておるというふうなことで、

相当個人企業のためにもなっておる制度であると思つておられます。

○橋口委員 このままの資料を拝見してみますと、共同施設のほうは非常に利用されているように思いますが、集約化、団地化、企業合同の実績というのは非常に少ないように思われます。そこで四十二年、昨年度における実績と申し込み数との比率はどういうふうになりますか。

○影山政府委員 お答え申し上げます。昭和四十一年度につきましては、工場団地につきましては新規二十一団地を予定いたしておりましたけれども、実績は十一団地でございます。商業団地は、非常に流通機構の合理化の波に乗りまして、新規六団地を予定いたしておりました。六団地全部実績ができております。それから商店街の近代化四団地に対して一団地。企業合同は二十五件を予定いたしておりましたが、二十二件ができております。小売り商業の店舗共同化につきましては、六十店舗を予定いたしておりましたが、十七店舗に達しております。小売り商業の連鎖化、ボランタリーチェーンにつきましては、先ほどお答え申し上げましたように、二十五件を予定いたしております。二件ができておる。中小企業の共同工場につきましては、三十カ所を予定いたしておりましたが、二十一カ所ということで、これは初年度でもございますので、非常に成績がいいほうであるというふうに考えておるわけでございます。

○橋口委員 そのうちで、商店街の近代化資金というのは、いまお話しのとおり非常に少ない。三十九、四十、四十一と毎年一件ずつしか新設されていないように思われます。実は私も地元でこの商店街の近代化資金の申請を指導してみた。ところが、その手続が非常にむずかしくて、市役所でもあるいは県庁でもなかなかそれがのびぬけない。またその条件があまりにも煩瑣過ぎて、そのためにとうとうそれが成立しなかったように思われます。それでいま承って、全国で一件しかないんだから、これは非常にむずかしいことだということがわかったのだと思いますが、これがどう

してそのように利用されないのか、どこにそういう隘路があるのか、これをひとつ教えていただきたいと思ひます。

○影山政府委員 商店街と申しますのは、その中にいろいろな業種の商店の方、あるいは中にはサービス業も入っておりますし、種々雑多な商売の人が入っておりますので、いろいろな問題が、人たちが団結をしまして、それで商店街を改造いたしまして新たな町づくりをやるわけでございます。これは非常に大事業でございます。たいてい小規模の零細の人が多いわけでございますが、そういう点で大事業であるだけに、従来は事業の計画のまとまりがむずかしかつたとか、あるいは先生御指摘の点等につきましても、やはり小規模の人たちが多いわけでございますので、不親切な点もあつたかと思ひますが、とにかく商店街の大改造でございますので大事業、そういう点でなかなか計画自体も出てこない。それから計画が出てきませんけれども、途中でいろいろ問題が出てきて挫折をするというふうな例も非常に多かつたのでございます。今度は振興事業団で指導も十分にやる、あるいは手続等につきましても、今度はできるだけ簡素化をして、また助成条件等についても弾力的に行なつていくというふうなことをしたいと思つております。この商店街の近代化は、小売り商業の近代化の一つの大きな方策でございますので、そういう点で先生御指摘の点も注意いたして進めていきたいと思ひております。

○橋口委員 それから、いわゆるボランタリーチェーンでございますが、四十一年度予算では二十数件を予定されておつたのに、これもわずか二件しか実現されなかった。この制度は理論的には非常にいいように思われるのでございますが、一体日本のこの風土に適しているのかどうか。その点非常に疑問に思つてございしますが、その点どうでございますか。

○影山政府委員 ボランタリーチェーンの制度につきましては、先生御指摘のようにな、日本の土壌に育つのがなかなかむずかしい制度ではないかと

いうふうに考えるわけでございます。しかしながら、ボランタリーチェーンの制度は先生御承知のようにな、小規模零細の商店の人たちが独立の店舗をかまへながら、それで居抜きのまま近代化を進めるのにはどうしたらいいのかわからないことである。おもしろい制度でございます。非常に意義のある制度でございますので、啓蒙あるいは指導というふうな点にも力を尽くしまして、これが日本の土壌に育ちますように、腰を据えて、指導の面、啓蒙の面からひとつ始めたいと思ひておるわけでございます。

○橋口委員 いまこの商店街の近代化資金とボランタリーチェーンの制度は、ほんとうは非常に望ましい制度だと私は考えているのでございまして、そういう意味で、いま長官が言われましたとおり、ひとつ将来これが全国的に普及するように御指導いただきたいと思つてございします。

そこで、この振興事業団の中で、一般的な中小企業の指導あるいは研修、そういう問題が取り上げられるわけでございしますけれども、この事業団に中小企業指導センターが置かれると同時に、専門のコンサルタントが置かれるように聞いておりますが、その予定人員は一体どのくらいなのか、また高度化の指導自体にとどまるのか、将来、製品、原材料の需給から労働力の見直し、あるいは高度化の指導、そういうものについてまで及ぶのか、そのためには一体人員をどのくらいにしたらいいのか、そういう点の見解を承りたいと思ひます。

○影山政府委員 コンサルタントにつきましては、現在中小企業指導センターに経営関係及び技術関係のコンサルタントが三十三名ほどおります。これを活用いたすわけでございしますが、さらに、新たに二十名程度をコンサルタントとしてここに入れたらというふうな考えているわけでございします。そのほかに、三十名程度は一般の学識経験者でコンサルタント能力のある人を委嘱をするための予算もとつておるわけでございします。それから先生が、先ほど御指摘になりましたところ

の、中小企業の構造関係の調査であるとか、あるいは経営動向、マーケットリサーチ、長期事業予測というふうな中小企業対策、中小企業の高度化を進めていく上に前提となるいろいろな調査があるわけなんです。これは調査部を設けて、それには二十五、六名の人員を予定いたしているわけでございまして、そういうところでも突っ込んだ調査をしていきたいと思ひておるわけでございします。

○橋口委員 この振興事業団ではそういうような調査、研修等を行なうわけでございしますが、これに類似した制度が幾つか現在行なわれていると思つてございします。それとの関連を承りたいのでございします。四十二年から中小企業総合指導所というのが十六府県に発足したようでございします。これも中小企業の経営管理の合理化あるいは技術の向上をはかる、そのための指導事業のよう聞いておりますけれども、これと本事業団の指導事業とはどういふような違いがあるのか、そういう点を承りたいと思ひます。

○影山政府委員 総合指導所は各府県に設けるわけでございまして、この総合指導所が中心になりまして、直接の協業化あるいは個別企業の近代化の診断指導を行なつていくということでございします。振興事業団にかかえますところのコンサルタントは、そういう中小企業の窓口、指導の窓口を一本化するという意味におきまして、まず県のそういう総合指導所が診断指導をやり、事業団のコンサルタントはその診断指導の場に参加を常に行つていくという方式を考えておりますが、ただ今度振興事業団法におきましては、さらに、中小企業者の依頼を受けた場合には、事業団のコンサルタントが相談を受けた場合には、事業団のコンサルタントは開かれておるわけでございしますが、原則として、それに事業団のコンサルタントを常に参加させていくという考え方でございします。

○橋口委員 そうしますと、この中小企業の総合

たしまして、県を窓口として助成の金を流すわけ
でございます。その際に、都道府県が行ないます
ところの計画診断、たとえば団地につきましては
団地についての計画診断、あるいはボランタリー
チェーンにつきましてはボランタリーチェーンの
診断というものを前提といたしまして、適正な協
業化計画をつくった上で金を流すということにな

回出しましたこの振興事業団は、先ほど御説明申し上げましたとおりに、指導と金融の有機的一体化でございます。したがって、指導というところをさらに拡大いたしますと、私は、指導、金融、税制まで一体化したいというような気分があるわけでございます。なぜならば、政府が融資を助成をした、指導に基づいてそういう措置がなされた、ところが、その指導に基づいて中小企業はそれぞれ努力したにもかかわらず、たとえば同じ政府機関の出先の税務署が過大な徴収攻勢を行なう、これは一体どうなんだろうかというような問題はわが国の中小企業対策には残されておると私は考えるのであります。したがって、さような意味合いからいいますと、この三者を有機的

くらいになるのでございますか。

○影山政府委員　織布業は、先生お話しのように、事業団から六十・二億、それから県から十億出しまして、七十二億の融資規模になるわけでございます。その他の案件につきましては、工場団地その他協同組合の共同施設、商店街、ポランタリーチェーン等も含めまして、県と事業団とをあわせての融資規模というのが百六十億になっております。それから、共同工場につきましては三十四億ということになっておるわけでございます。

○橋口委員　この織布業に対する構造改善の事業というのは非常にドラスチックで、これからほかの産業にもこれを及ぼしたほうがいいのじゃないか、そうすれば中小企業というのは非常に抜本的

カルテルを結んでいる業界が四十ばかりございますが、そういうようなものもいち早く構造改革に乗り出してほしい。われわれといたしましては、そういう場合には当然中小企業振興事業団の対象業種といたしまして、その範囲を拡大いたしたいと存じております。

○橋口委員　時間もだいぶ経過して、非常にお気の毒でございますが、もう一つ伺わしていただきます。もう間もなく済みます。

中小企業近代化促進法で、指定業種として八十四種あげられております。それからちょうど満四年に及ばんとしているので、その効果は多少出てきたのではないかと思います。これについて企業合同の実績とか、共同化、集団化の実績はあま

り思わしくないのでございますが、いかがでございますか。

○影山政府委員 中小企業近代化促進法の基本計画につきましては、その中で特に協業化、それから団地というような中小企業集積高度化を進めるべきであるという基本計画の項目をうたっております事業が多いわけでございます。その中で特に一番むずかしいところの合併あるいは共同出資によるもの、これは四十二年度程度まで実績があるわけでございます。業種といたしましては、清酒、なまパン、鉄鋳物、しょうゆ、しょうちゅう、織物というような業種でございます。そういうふうな共同、協業化というもののについての相当の熱意はだんだんと高まってきておるといふふうに考えられるわけでございます。

○橋口委員 次に、この振興事業団は、中小企業の中で圧倒的な多数を占める小規模企業に対しても何らかの事業を行なうわけでございますか。

○影山政府委員 振興事業団の設立の基本的な考え方が、指導と助成とをあわせて行なうことで、小規模事業者も協業化が進みやすいようにということで事業団を設立するわけでございますが、特に小規模企業向けの制度といたしましては、共同工場の貸与制度などは適例でございます。その他、商業関係のボランティアチェーンの制度でございますとか、あるいは寄り合い百貨店、それから協業スーパーマーケットというふうなもの、これは小規模事業対策の眼目であるといふふうに考えるわけでございます。

○橋口委員 わが国で百数十万に及ぶいまの小規模企業対策というのは、非常に重大な社会問題でもあると思うのでございますが、それについていまの政府が行なっておる施策というのはスズメの涙ほどの対策ではあるまいか、こう考えるのでございます。また、その中でも最近、小規模共済制度をつくってこの零細な企業を救おう、そういうような動きも出ておるわけでございますが、現在わずかに、四十二年の二月の末では一万四千二百件程度であるかと思われませんが、これは一体どう

してこんなに少ないのか、その辺の事情をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○影山政府委員 小規模企業共済制度は、まあ実績があがってないといえは実績があがってないわけでございますが、しかしながら、これは小規模零細層を対象にしての事業でございますので、小規模企業共済事業団の理事長以下が各県に出向いていきまして、積極的なPRをやっておられまして、その結果、三月末ではたしか一万七千件程度まで数がふえておるといふふうに考えておるわけでございます。これをさらに魅力のあるものにいたしますために、今度国会に御提案しまして審議をお願いするわけでございますが、掛金の所得控除制度、免税制度を設ける、あるいは共済金についても増額を行なうというふうな新種の共済制度を設けていくというのを考えておられまして、その法案の審議を願うといたしまして、今度そういうこともあわせまして相当程度これも伸ばしていかなければいけないといふふうに考えておるのでございます。

○橋口委員 多少話が横道にそれるようでございますが、小規模事業の対策というのは、これは一種の生業であつて、ほかの産業と比べてみました場合に一体どういふような数字になっているか。私がいま問題としたいと思ひますのは、農業における農家の一人当たりの所得、それと都会の勤労者の一人当たりの所得、それといまの五人以下のいわゆる小規模の商店の所得、これは国民経済上非常に重要な問題だと思ひますが、その数字といふのがおわかりでございますか。

○影山政府委員 あいにく手元に資料はございません。後ほどお答えさせていただきます。

○橋口委員 この点は中小企業庁として小規模対策を講ぜられる上に非常に大事な問題ではないかと考えます。たとえば、従来農家といふのは非常に所得水準が低いと思われおりましたのに、最近の統計によりまして著しく向上しつつあるようでございます。また勤労者のほうも非常に高まつておる。そこで取り残されておるのが案外小規模

商店ではないかという気がするのでございます。これは国民の分配所得上バランスをとらなくてはならない、また中小企業対策の一つの目標になる問題ではないかと思ひますので、どうかひとつ資料を整備していただいて、いずれそれを拝見させていただきたいと思ひます。

○影山政府委員 中小企業白書におきまして、就業者一人当たりの国民純生産高を調べたものがございまして、これによりまして、農林水産業が四十年間で一人当たり二十六万一千円でございまして、卸小売り業、これは小規模事業者が多いわけでございますが、五十六万七千円ということで、製造業が六十一万一千円ということになっております。農林水産業よりも倍以上になっておるわけでございます。

○橋口委員 いまの数字で表面上は非常に安心できるようでございますが、小規模の商店が実際上五人以下の場合にそういうような数字になっておりますか。

○影山政府委員 五人以下の場合には特に調べておるわけではございませんが、大体において卸、小売りでは八〇％が五人以下という構成になっております。そういうところから比べまして、いまの平均程度にはなつておるのじゃないかと思ひます。

○橋口委員 それでは、これは将来の中小企業政策を論ずる上に非常に重大な問題で、私も地方におりまして、地方の農家と中小の商店とそれから一般の勤労者とのバランスといふことを非常に問題にしておるのでございます。いまの数字によりまして、非常に高いように思われますが、これはまたひとつ詳細な資料を見せたいので、もう二時になって非常に恐縮ですが、私はもう皆さんにこの問題では質問をする機会はございませんので、あと五分か十分ひとつしんぱういただきたしたいと思います。

次に、中小企業の倒産は三十九年以降飛躍的に増加しておるようでございます。四十一年には経済界が景気が回復したにもかかわらず、年間六千件以上に達しておる。そうしてことしに入つてからも毎月六百件内外の倒産が続いておるようでございます。その原因の最大のものとは過当競争ではないか。またほかにもいろいろと構造上の問題もあると思ひますが、何といつても過当競争ではないかと思われる。こういうような慢性的な症状に對しまして、中小企業全般に對して政府はどういうような全体的な施策を講じられるつもりでございますか。現在この中小企業振興事業団の働きは優良企業だけを対象にしておつて、そうしてそういうものだけが生き残つていく、ところがほかの弱小の企業体といふのはいつも危険にさらされておる。だから自由主義経済のたてまえ上、そういうのは風の吹くままに流していつていいのか、それとももっと全体としてそういうような施策を進めるといふような大きな意味の中小企業対策があるかどうか、それをひとつ伺いたいと思ひます。

○影山政府委員 倒産の一つの有力な原因は過当競争にあるといふことも先生御指摘のとおりでございますが、この過当競争の状態をどういふふうな中小企業対策として持つていくのかといふことでございますが、この過当競争と同時に、一方では、中小企業は零細企業の端に至るまで近代化、體質の改善を行なつていかなければならないといふ強い要請が出てきておるわけでございます。過当競争を防止しながら體質の改善、近代化をやるというところになっていきますといふと、個別企業の近代化もさることながら、共同化、協業化といふことによりまして近代化をはかつていかなければならないといふことが当然出てくるわけでございます。そういうような共同化、協業化の対策をいたしまして、今度中小企業振興事業団をつくつたわけでございます。中小企業振興事業団等の私どものやりまふところの施策が、優等生教育であつて、小規模対策にはなつていないではないかといふ御批判がよくあるわけでございます。私も決して優等生対策をやるといふつもりでこういう施策をつくつておるわけではございませんで、先

昭和四十二年六月十二日印刷

昭和四十二年六月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局